

桐生市 男女共同参画 計画

(令和3年度～令和7年度版)



桐生市

はじめに



人口減少が本格化するとともに世界有数の長寿社会を迎えるわが国においては、社会経済状況の変化や、家族形態・ライフスタイルの多様化が進む一方で、社会の中に依然として残る「男は仕事、女は家庭」等の固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣習等が、新たな働き方や暮らし方への転換を阻み、多くの問題の解決を困難にしている状況にあります。

今後、全ての人が「人生100年時代」を豊かに暮らし、持続可能な社会を築いていくためには、誰もが若いうちから家事・育児・介護等のケアワークに主体的に関わり、自立した生活の基礎を作ることや、人生の各ステージにおいて、一人ひとりの希望に応じた多様な働き方、学び方、生き方を選択することのできる「マルチステージ型」の人生設計を可能とすることが求められています。そのためにも、全ての人が性別や年齢にかかわらず、自らの個性や能力を最大限発揮するための機会を享受できる「男女共同参画社会」の実現は不可欠といえます。

本市では、このような状況を踏まえ、より一層の男女共同参画の推進を図っていくため、「桐生市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度版）」を策定いたしました。

さまざまな意思決定過程における女性の参画の機会の拡大や、あらゆる施策・事業の企画、実施、評価における男女共同参画の視点の反映について、さらに取り組みを強化し、男女共同参画社会の実現に向け、各施策を展開して参ります。

また、本計画の推進は、国際社会全体の普遍的な目標として国連が掲げる、持続可能な開発目標（SDGs）の全てのゴールの達成に不可欠とされている「ジェンダー平等の実現」及び「ジェンダーの視点の主流化」にも資するものと考えております。地域全体で取り組んでいくためにも、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました桐生市男女共同参画推進協議会の委員並びに市民意識調査にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月 桐生市長 荒木 恵司

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	計画の背景	2
1)	世界の動き	2
2)	国の動き	2
3)	群馬県の動き	3
4)	桐生市の動き	3
5)	桐生市の現状からみる課題	4
5	計画の基本的な考え方	6
1)	分野横断的な価値としての「男女共同参画」	6
2)	SDGsを踏まえた各施策の推進	6

第2章 計画の目指す方向

1	基本理念	7
2	基本目標	7
3	施策の体系	8
4	計画とSDGs	9
5	指標一覧	10

第3章 施策の展開

<u>基本目標Ⅰ</u>	<u>男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</u>	11
施策の方向1	男女共同参画を進める環境づくり	11
施策の方向2	男女共同参画の視点に立った教育の推進	14
<u>基本目標Ⅱ</u>	<u>あらゆる分野における男女共同参画推進</u>	17
施策の方向1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	17
施策の方向2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	20

基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり	24
施策の方向1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	24
施策の方向2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	27
施策の方向3 生涯にわたる健康づくり支援	29
施策の方向4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	32

第4章 計画の推進体制

1 桐生市男女共同参画推進協議会	35
2 桐生市男女共同参画庁内推進会議	35
3 市民・事業所・各種団体との連携	35
4 計画の進行管理	35

参考資料

1 桐生市男女共同参画市民意識調査結果（抜粋）	36
2 男女共同参画に関する年表	49
3 用語解説	53
4 男女共同参画社会基本法	56
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	62
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	72
7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	84
8 桐生市男女共同参画推進協議会設置要綱	86
9 桐生市男女共同参画推進協議会委員名簿	88
10 桐生市男女共同参画庁内推進会議の設置及び運営に関する要綱	89
11 桐生市男女共同参画庁内推進会議委員名簿	91
12 計画の策定経過	92

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

平成11年（1999年）6月、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これを受けて本市では、平成12年（2000年）に「桐生ジェンダー・フリープラン21」を策定し、その後、計画名を「桐生市男女共同参画計画」と改め、改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策に取り組んできました。

しかしながら、令和元年（2019年）度を実施した市民意識調査結果からは、固定的な性別役割分担意識やさまざまな分野における男女の不平等が依然として残っている状況が明らかになるとともに、前計画における施策の推進においても、政策・方針決定過程への女性参画のほか、多くの課題が残りました。

このような状況を踏まえ、社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会実現に向けた取り組みをさらに強化・発展させていくため、施策等を再整理し、「桐生市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度版）」を策定しました。

2 計画の性格

- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画（第5次）」を勘案し、桐生市男女共同参画推進協議会や桐生市男女共同参画庁内推進会議における協議、市民意識調査、パブリックコメント等による意見を反映して策定しています。
- ◆基本目標Ⅱの項目については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定される市町村推進計画として位置付けています。
- ◆基本目標Ⅲ 施策の方向1の項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される市町村基本計画として位置付けています。
- ◆本市の最上位計画である「桐生市第六次総合計画」の個別計画としての性格を有するとともに、その他の市の関連計画との整合性を持つものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和7年（2025年）度までの5年間とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の背景

1) 世界の動き

国連は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）を開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。それに続く昭和51年（1976年）からの10年は「国際婦人の10年」とされ、女性の人権擁護と男女平等実現のための世界規模の取り組みが始まりました。

昭和54年（1979年）には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連総会にて採択され、次いで、昭和60年（1985年）には、第3回世界女性会議において「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」）が採択されました。

その後、平成7年（1995年）には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と12の重大問題領域についての取り組みを求める「北京宣言」及び平成12年（2000年）までに各国が取るべき行動指針である「行動綱領」が採択されました。

また、平成23年（2011年）には、ジェンダー関連4機関が統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。

平成27年（2015年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年目に当たることを記念し、これまでの実施状況の評価が行われ、これらの完全かつ効果的で加速された実施に向けた宣言文が採択されました。

そして同年、国連では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に「誰一人取り残さない」をスローガンとする持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、ゴール5に「ジェンダー平等の実現」が設定されるとともに、全てのゴールの達成において、「ジェンダーの視点の主流化が不可欠」であることが示されました。

2) 国の動き

国は、昭和50年（1975年）の「国際婦人年世界会議」「世界行動計画」を受け、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を策定し、昭和60年（1985年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しました。これを契機として、国際社会における取り組みと連動しながら、国内法や制度の整備が徐々に進められ、平成11年（1999年）6月には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には、基本法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、計画は5年ごとに見直しが行われており、令和2年（2020年）12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

計画のもとにおいては、平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたほか、「育児・介護休業法」の度重なる改正のもとに、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充されてきました。

さらに、平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成30年（2018年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、各分野における女性の活躍推進が図られています。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて制定された、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年（2000年））や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）」（平成13年（2001年））についても、その後の社会の要請に応じて、支援すべき対象や内容を拡充する等、法改正が重ねられています。

3) 群馬県の動き

群馬県においては、昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定等を背景とし、昭和55年（1980年）に「新ぐんま婦人計画」が策定されました。その後、21世紀を展望しつつ、平成12年（2000年）までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」が平成5年（1993年）に策定され、女性施策の推進体制の整備が行われました。

平成13年（2001年）3月には、平成11年（1999年）6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、「ぐんま男女共同参画プラン」が策定され、平成16年（2004年）3月には「群馬県男女共同参画推進条例」が制定されました。

「ぐんま男女共同参画プラン」はその後、数度の見直しを経て、令和3年（2021年）には「群馬県男女共同参画計画（第5次）」が策定されました。

また、配偶者からの暴力の根絶に向けては、平成18年（2006年）に、「ぐんまDV対策基本計画」が策定されたのち、数度の改定を経て、平成31年（2019年）に「第4次ぐんまDV対策推進計画」が策定されています。

4) 桐生市の動き

本市では、平成3年（1991年）に「桐生市第三次総合計画」において初めて「女性の社会参加」の積極支援について明記し、平成7年（1995年）に桐生市教育委員会社会教育委員会議より「男女共同参画社会づくりについて」建議されたことを受け、平成8年（1996年）にさらなる推進を図るための部署を新設しました。

その後、懇談会や審議会等※1を整備し、平成11年（1999年）6月の「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、平成12年（2000年）に「男女平等を進める桐生市行動計

画『桐生ジェンダー・フリープラン21』」を策定しました。また、男女共同参画を推進する庁内組織として、桐生市男女共同参画庁内推進会議を設置しました。

平成17年（2005年）6月には市町村合併があり、桐生、新里、黒保根3地区一体化に向けてのまちづくりの中、平成18年（2006年）に男女共同参画社会の実現に向けて「桐生市男女共同参画計画」を策定しました。その後、社会状況の変化等に対応するため、平成23年（2011年）、平成28年（2016年）に改定を行い、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策を展開してきました。

※1：市民委員を含む男女共同参画推進のための協議を行う組織は、平成9年（1997年）以降、異なる名称で数年ごとに組織されていましたが（参考資料の年表参照）、平成21年（2009年）以降は「桐生市男女共同参画推進協議会」として定着しています。

5）桐生市の現状からみる課題

「桐生市男女共同参画計画（平成28年度～令和2年度版）」における各施策の取り組み状況や令和元年（2019年）度を実施した「桐生市男女共同参画市民意識調査」※2（以下「市民意識調査」）の結果、社会状況等をもとに、本計画にて特に注力して取り組むべき課題について次の通り抽出しました。

※2：結果の抜粋版を「参考資料」に掲載

（1）政策・方針決定過程への女性の参画

本市では、市政運営に女性の意見を十分に生かしていくため、各種委員会等の委員や各組織における代表や役員、管理職等への女性登用推進に取り組んできました。令和2年（2020年）4月時点における各種委員会等の女性委員の割合は22.9%（平成28年（2016年）4月時点より1.5ポイント上昇）、市の係長以上の管理職に占める女性の割合は24.5%（3.6ポイント上昇）であり、ともに前計画の取り組み開始時から一定の上昇が見られたものの、目標としてきた30%を達成することはできませんでした。

また、令和元年（2019年）度を実施した市民意識調査における男女の地位の平等感に関する項目においても、議員や職場における管理職、自治会等の自治組織の役員が男性に偏っているとの意見が多数挙げられており、各分野において、意思決定過程への女性の参画が遅れている状況が明らかになりました。

社会のあらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画を確実に進めていくためには、各組織において、女性をはじめとする多様な人の意見を反映することの重要性を認識し、積極的に環境整備を進める必要があります。また、男女がともに己の能力を発揮し、組織や社会の発展に貢献していくことへの意識を高めることが重要といえます。

市の組織において職員のさらなる理解の促進を図り、これまで以上に女性登用を強化するのはもちろんのこと、各事業所や各種団体等に対し、その重要性についてより積極的に啓発を図る必要があります。

（２）社会の変化に対応した男女共同参画の推進

令和２年（２０２０年）においては、世界規模の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出自粛や休業等により人々の生活は制限され、大きな社会不安をもたらしました。中でも雇用面で特に大きな影響を受けたのは、宿泊、飲食、小売等、女性の非正規雇用者の割合が特に高い分野であり、総務省の労働力調査でも、令和２年（２０２０年）４～８月の対前年同月比雇用者数について、それらの分野の女性の非正規雇用者の減少幅が特に大きかったことが明らかになりました。非正規雇用者の減少の背景には、経営状況の悪化による解雇に限らず、子どもの預け先を確保できなかったり、正規雇用者のように休暇の取得や勤務形態の変更が困難なことから離職に至るケースもあるとされており、雇用形態の男女格差や家事・育児等の負担が女性に偏っていることによる問題が改めて顕在化しました。

また、生活不安やストレスの増大等を背景として、DV等が深刻化するケースも多く、内閣府によると令和２年（２０２０年）５・６月の相談件数は、前年同月の約１．６倍となったほか、本市においても相談の増加の傾向が見られました。

このように、コロナ禍においては、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの重要性が改めて認識されるとともに、新たな働き方や暮らし方に対する関心が高まった一方、市ではこれまで取り組んできた多くの施策において、事業の中止や見直し等を迫られ、十分な取り組みを図ることができない状況が発生しました。

今後も、社会におけるさまざまな変化とその影響により、これまでとは異なる形で施策展開を図る必要が出てくることが予想されるため、社会状況等を注視しながら、よりよい推進方法等について検討と試行錯誤を重ね、着実に男女共同参画推進を図っていく必要があります。

（３）さらなる推進に向けた体制整備

本市では、「桐生市男女共同参画計画（平成２８年度～令和２年度版）」に基づき、年に１度、７６施策１１９事業の実施状況について確認及び見直しを行いながら、目標に向けて取り組んできました。事業の評価にあたっては、事業目標の達成に加え、男女共同参画の視点を十分に踏まえた事業実施を促すため、平成２８年（２０１６年）度より、①固定的な性別役割分担を前提としない事業の設計や実施、②男女双方による企画・立案、③男女双方に利用・参加しやすい形態での事業の実施、④性別・年齢別データの取得とニーズ把握の４項目について追加を行いました。該当する項目について、全て「できた」と報告された事業は、平成２８年（２０１６年）度の７５事業から令和元年（２０１９年）度には９３事業に増加しており、各課において少しずつ浸透していることがうかがえますが、引き続き、全ての事業が男女共同参画の視点を十分に踏まえて実施されるよう取り組んでいくことが重要です。

また、職員に向けた研修等の充実を通して、一人ひとりの理解をさらに深めることや、庁内推進会議の役割の見直し等についても積極的に取り組み、推進体制の整備を進めていく必要があります。

5 計画の基本的な考え方

1) 分野横断的な価値としての「男女共同参画」

全ての人が性別や年齢にかかわらず、自らの個性や能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を実現していくためには、あらゆる分野において男女共同参画の視点が確保されることが不可欠です。そのため、行政だけではなく、市民や事業所、各種団体等がともに取り組んでいくことが重要であり、そのどれが欠けても、男女共同参画社会の実現は困難となります。

市職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、本計画に掲載されている施策に限らず、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていくことはもちろんのこと、地域に関わる全ての人たちが、男女共同参画や男女平等に関心を持ち、誰もが自分事として家庭や地域、学校、職場等において、「性別を問わず誰もが能力を十分に発揮することのできる環境づくり」のために行動していくことが非常に重要です。

第3章には、市民、事業所、各種団体の皆さんとともに取り組んでいただきたい事項について、施策の方向別に掲載していますので、是非取り組みの参考としてみてください。

2) SDG s を踏まえた各施策の推進

「世界の動き」でも触れた通り、国連の「持続可能な開発目標（SDG s）」には、ゴール5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられるとともに、17の全てのゴールについて、「ジェンダーの視点の主流化」が不可欠であることが示されています。

「ジェンダー平等の実現」とは、社会的・文化的に「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」とされているイメージや先入観等が生み出す、性別に基づくあらゆる偏見や差別を解消し、社会における男女の格差を是正するとともに、全ての人が自らの能力を最大限発揮するための機会を享受できる社会を実現していくことです。このことは、本計画と理念及び目標を共有するものであることから、本市では、SDG s との繋がりを念頭におきながら、各施策について推進を図っていきます。

第2章及び第3章において、施策の方向別に対応するSDG s ゴールのアイコンを掲載していますので、市民、事業所、各種団体の皆さんも、上述の「ともに取り組んでいただきたい事項」とあわせてご活用ください。



第2章 計画の目指す方向

1 基本理念

男女が社会の対等な構成員として互いを尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、いきいきと暮らすことができる

男女共同参画社会の実現

を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、以下3つの基本目標を設定します。

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

全ての市民が男女共同参画について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消していくことを促すとともに、一人ひとりが互いの人権を尊重し、「性別を問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に自ら取り組んでいけるよう支援します。

II あらゆる分野における男女共同参画推進

社会の対等な構成員として、男女間の実質的な機会の平等が図られ、双方の視点や意思が社会のあらゆる分野に反映されていくよう、政策・方針決定過程への女性の登用を推進します。また、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、さまざまな分野において活躍していけるよう、多様かつ柔軟な働き方の促進や、育児・介護の支援体制の充実を図ります。

III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

誰もが安全安心に暮らせる環境づくりのため、女性等への暴力根絶に向けた啓発・被害者支援を行うとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の強化に取り組みます。また、誰もが健康で、自立して社会に参画していくための支援体制の充実を図ります。

3 施策の体系

基本
理念

男女共同参画社会の実現

基本目標	施策の方向	施策目標
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 男女共同参画を進める環境づくり	1) 男女共同参画の視点の理解浸透
		2) 人権を尊重する意識の醸成
	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成
		2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
		3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の推進
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 強化項目	1) 行政分野における女性の参画拡大
		2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大
	2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	1) 多様かつ柔軟な働き方の促進
		2) 男女共同の家事・育児・介護の推進のための環境整備
Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり	1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
		2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
		3) 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進
	2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化
		2) 防災の現場における女性の参画拡大
	3 生涯にわたる健康づくり支援	1) さまざまな世代への健康管理支援
		2) スポーツ分野における男女共同参画の推進
	4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	1) 生活上の困難を抱える人の自立促進
		2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備
		3) 障がい者が安心して暮らすための環境整備
		4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備

女性活躍推進法推進計画

DV法基本計画

4 計画とSDGs

基本目標	施策の方向	対応するSDGsのゴール			
Ⅰ 男女共同参画 社会の実現に 向けた 基盤づくり	1 男女共同参画を 進める環境づくり	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	16 平和と公正を すべての人に 	
	2 男女共同参画の 視点に立った教育 の推進		4 質の高い教育を みんなに 	10 人や国の不平等 をなくそう 	
Ⅱ あらゆる分野 における 男女共同参画 推進	1 政策・方針決定 過程への女性の 参画拡大		8 働きがいも 経済成長も 	10 人や国の不平等 をなくそう 	
	2 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス) の実現		4 質の高い教育を みんなに 	8 働きがいも 経済成長も 	
Ⅲ 男女がともに 安全安心に 暮らせるまち づくり	1 女性等に対する あらゆる暴力の 根絶		1 貧困を なくそう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	16 平和と公正を すべての人に 
	2 男女共同参画の 視点を踏まえた 防災体制の強化		11 住み続けられる まちづくりを 	16 平和と公正を すべての人に 	
	3 生涯にわたる 健康づくり支援		3 すべての人に 健康と福祉を 		
	4 支援を必要とする 人が安心して暮ら せる環境づくり		1 貧困を なくそう 	3 すべての人に 健康と福祉を 	10 人や国の不平等 をなくそう 

5 指標一覧

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策	参考値	現状値	目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない人の割合	47.4% (平成26年度)	47.5% (令和元年度)	60.0%
男女共同参画セミナー参加者のうち「参考になった」と回答した人の割合	74.1% (平成27年度)	89.7% (令和元年度)	92.0%

II あらゆる分野における男女共同参画推進

施策	参考値	現状値	目標値
各種委員会等における女性委員の割合	22.0% (平成27年度)	22.9% (令和2年度)	30.0%
ママ＆パパ教室における父親の受講割合	77.5% (平成27年度)	78.0% (令和元年度)	80.0%
女性に対する創業支援件数	—	年間 9件 (令和元年度)	年間 20件

III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

施策	参考値	現状値	目標値
DVを受けた際に誰にも相談しなかった人の割合	57.6% (平成26年度)	46.3% (令和元年度)	35.0%
健康教育への参加者のうち健康意識向上者の割合	—	69.2% (令和元年度)	90.0%

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策の方向

1

男女共同参画を進める環境づくり

現状と課題

社会構造や経済の急速な変化に伴い、男女共同参画を推進するための施策や法整備等が進められているものの、依然として、家庭や職場、地域等、社会のさまざまな場面において、個人ではなく性別によって役割を期待されることが少なくありません。このことは、人々の働き方や暮らし方の根底にある、長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、性差に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が一つの大きな要因と考えられ、あらゆる世代の意識を変えていく取り組みが重要といえます。

令和元年（2019年）度実施した市民意識調査においては、「『男は仕事、女は家庭』という考え方について、あなたは賛成ですか。反対ですか。」という問いに対し、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合は17.7%（平成26年（2014年）度調査より4.4ポイント下降）で、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は47.5%（0.1ポイント上昇）でした。また、「どちらともいえない」※1と回答した人の割合は34.8%（4.3ポイント上昇）と比較的高く推移しており、その背景には、固定的な性別役割分担に反対する意識と現実社会との差を思うように埋められないことや、真に男女共同参画が進んだ社会のイメージが確立できない状況等が推測されます。

このような点からも、誰もが男女共同参画や人権について正しく理解するとともに、日常生活のあらゆる場面において、周りを巻き込みながら「男女問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に取り組むことができるよう、多様な学習機会の提供や分かりやすい啓発等を進めていく必要があります。

特に、男性については、女性よりも固定的な性別役割分担意識が強い傾向にあることから、男女共同参画社会の実現は、女性に限らず男性にとっても、暮らしやすい社会につながることについて理解を深めてもらうことが重要です。

※1：平成26年（2014年）度調査における選択肢は「わからない」

施策目標1）男女共同参画の視点の理解浸透

市民一人ひとりが男女共同参画やジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）について正しい知識を得られるよう、多様な学習機会や情報の提供に努めます。

また、市職員がより深い理解のもと、全ての事業に男女共同参画の視点を反映できるよう、研修機会等の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画に関する学習機会の充実	男女共同参画の理解促進のため、多様なテーマでセミナーを開催します。また、誰もが気軽に学べるよう、市立図書館における関連書籍の充実を図ります。	地域づくり課 図書館
(2) 男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進	広報、ホームページ、情報紙等を通して、男女共同参画に関する各種情報や先進事例等を広く発信します。	地域づくり課
(3) 市職員に対する研修等の充実	全ての職員が男女共同参画の視点を踏まえて事業を実施できるよう、研修等の充実を図ります。	地域づくり課 人材育成課

施策目標２）人権を尊重する意識の醸成

男女共同参画社会は、あらゆる人々が個人としての人権を尊重され「人間として対等に生きる」社会でもあり、人権の視点が何よりも重要です。多様な生き方の尊重や人権意識の定着を図るため、学習機会の充実を図るとともに、各種情報について広く周知します。

施策	内容	担当課
(1) 人権に関する学習機会の充実	女性、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ※2等、さまざまな人たちの人権に関する出前講座やセミナー等を実施します。	生涯学習課 地域づくり課
(2) 人権に関する広報や啓発活動の推進	人権に関する各種情報や相談窓口等について、広報紙・ホームページ等への掲載、チラシの配布等を通して広く周知します。	地域づくり課

市民の皆さんの取り組み



- ◇家庭の中で性別による役割分担がされていないか話し合い、見直しましょう。
- ◇セミナーや講座等に積極的に参加して、情報や知識を家族や友人と共有してみましょう。
- ◇無意識のうちに女性、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ等の人に対して偏見をもったり、差別をしていないか、心の中を見つめてみましょう。

※2：LGBTQ

性的少数者（セクシュアルマイノリティ、Sexual Minority）の代表的な呼称で、女性同性愛者（レズビアンLesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、体の性と心の性が一致していない状態（トランスジェンダー、Transgender）、性的指向や性自認がはっきりしない状態（クエスチョニング、Questioning）の頭文字をとったもの。



現状と課題

性の違いを理解したうえで、お互いを「個」として尊重し合い、自立する精神を育むことは、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための重要な基礎となるものです。男女平等や男女共同参画の価値観や意識は、幼い頃からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されるため、大人たちの役割は非常に重要といえます。

令和元年（2019年）度の市民意識調査結果によると、学校教育の場において「男女平等である」と感じている人の割合は57.9%（平成26年（2014年）度調査より1.8ポイント上昇）でしたが、家庭生活では39.3%、（5.9ポイント上昇）、社会全体では26.4%（4.7ポイント上昇）であり、いずれも上昇傾向にはあるものの、依然として子どもたちを取り巻くさまざまな場面で、不平等が残っていることがうかがえました。

大人たちの考えや言動の影響により、次世代を担う子どもたちの将来が固定化されることのないよう、大人たちが日常におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等に気づき、見直しを図るとともに、子どもたちが性別を問わず、さまざまな活動に積極的に参画していけるよう支援していくことが求められます。

施策目標1） 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成

子どもの発達段階に応じて、男女平等や人権尊重の精神を高め、個性や能力を重視した教育を推進します。また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。教職員に対しては適切な指導をすることができるよう研修を実施し、スキルアップを図ります。

施策	内容	担当課
(1) 男女平等、相互理解教育の推進	日頃の教育活動や人権教育講座の実施を通して、男女平等や男女が互いを尊重し合うことの大切さを理解するための教育を計画的に実施します。	学校教育課 生涯学習課
(2) 性に関する適切な教育の実施	児童生徒の発達段階や実態に応じて、性に関する指導を計画的に実施するとともに、外部指導者等による講演会を実施します。	学校教育課

施策	内容	担当課
(3) 中高生を対象とした育児体験の推進	男女が協力して子どもを産み育てることの重要性について理解を促すため、中高生を対象とした出前講座を実施します。	子育て相談課
(4) 教職員に対する研修の実施	幼稚園・小学校・中学校の人権教育担当者を対象に研修会を実施し、教職員の意識や指導スキルを高めます。	学校教育課

施策目標２）男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを支援するため、親自身の意識改革や子どもに関する知識や情報を得るための機会を提供します。また、親子でともに男女平等や男女共同参画について考え、実際に行動していくためのきっかけとなる学習機会の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 家庭教育学級の充実	子育てや子どもを取り巻く社会環境に関すること等、さまざまなテーマについて家庭教育学級を実施します。	生涯学習課
(2) 幼稚園発表会や学校行事等の休日開催の推進	働く親が参加しやすいよう、幼稚園の生活発表会や小学校の運動会ほか各種行事について土曜日・日曜日の開催を推進します。	学校教育課
(3) 子ども対象や親子参加型講座の充実	さまざまなテーマで子どもや親子を対象とした講座を実施します。	生涯学習課
(4) 家庭における男女共同参画の学習機会の提供	標語の募集やリーフレットの配布等を行い、夏休み期間等に親子で男女共同参画について考える機会を提供します。	地域づくり課

施策目標３）生涯にわたる多様な学びと地域参画の推進

市民が生涯にわたってあらゆる分野について学んだり、参画することができるよう、多様な学習機会を提供します。また、子どもたちが地域の高齢者等と交流する機会の充実を図り、生涯にわたって地域のさまざまな活動に参画していくための土台を築きます。

施策	内容	担当課
(１) 生涯学習の充実と地域活動への参画推進	生涯にわたり誰もが主体的に学べるよう、多様な学習機会等を提供し、地域活動等へ参画するきっかけづくりを進めます。	生涯学習課
(２) 子どもと高齢者の交流の推進	保育園や幼稚園、小・中学校の各種行事への参加や、スクールボランティアの活動を通して、子どもと高齢者との交流を推進します。	子育て支援課 学校教育課

市民の皆さんの取り組み

- ◇無意識のうちに「男らしさ、女らしさ」といった枠に子どもたちを当てはめてしまっていないか確認してみましょう。
- ◇男女平等や男女共同参画について、家族で話し合ってみましょう。
- ◇自分の地域で開催される講座や地域活動へ参加してみましょう。



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進

施策の方向
1

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

強化
項目

現状と課題

急速な少子高齢化や人口減少の進展に伴い、社会や地域における課題やニーズが多様化する中、行政や企業、団体等あらゆる分野の組織が変化に対応し、維持・発展していくためには、長年男性中心で進められてきた政策・方針決定の過程において、女性をはじめとする多様な人材の意見を十分に反映することが求められています。

これまでも本市では、政策・方針決定過程において、男女間の実質的な機会の平等を図り、男女双方の視点や考えを真に生かしていくため、組織の代表や役員、管理職等への女性登用を推進してきました。しかしながら、令和2年（2020年）4月時点における各種委員会等の女性委員の割合は22.9%（平成28年（2016年）4月時点より1.5ポイント上昇）、市の係長以上の管理職に占める女性の割合は24.5%（3.6ポイント上昇）であり、ともに一定の改善が見られたものの、未だ不十分な状況です。また、事業所や自治会等の地域活動等においても、代表や役員等の多くを男性が占めている状況にあります。

これらの現状を打破し、女性の政策・方針決定過程へのさらなる参画を推進するためにも、各組織を担う男性たちが女性参画の必要性和メリットを理解し、積極的に環境整備を行う等、役員や管理職等への登用を後押しすることが重要です。また、女性自身がそれぞれの持つ個性や能力を発揮し、社会の形成に貢献することへの意識を高めていくことも欠かせない要素といえます。

施策目標1） 行政分野における女性の参画拡大

男女双方の視点や意思を市政や教育に十分に反映していくため、各分野で活躍する女性人材を積極的に発掘するとともに、各種委員会等の委員等への登用を推進します。また、市及び学校における女性管理職の登用推進に取り組みます。

施策	内容	担当課
（1）各種委員会等における女性登用推進	法令・条例・要綱等により設置された各種委員会における女性登用率を把握し、担当課へ女性登用の働きかけを行います。	地域づくり課

施策	内容	担当課
(2) 女性人材リストの充実と登録者の行政参画推進	女性人材リスト登録者を幅広く募るとともに、登録者の各種委員会等の委員やセミナー講師等への登用を推進します。	地域づくり課
(3) 市における女性管理職の登用推進	女性職員の活躍を推進するための環境整備を図り、市における女性管理職の登用を推進します。	人材育成課
(4) 学校における女性管理職の登用推進	適材適所を前提とし、市内小・中学校、市立商業高校の女性管理職の登用を推進します。	学校教育課

施策目標２） 職場や地域活動等における女性の参画拡大

各分野において、女性の視点や意思が組織の中で十分に生かされ、一人ひとりがやりがいを持って仕事や活動に取り組んでいけるよう、責任ある立場への女性登用や女性活躍のための環境整備を促進します。

施策	内容	担当課
(1) 事業所における女性活躍の促進	「男女雇用機会均等法」をはじめとする法律・制度に関する情報提供を行い、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女性活躍を進めるための取り組みを促進します。	商工振興課
(2) 農業分野における方針決定過程への女性参画の推進	「家族経営協定」※の啓発と普及に努めるとともに、女性団体の交流会や視察・研修への参加を推進します。また、より多くの女性の意見や視点を取り入れるため、農業委員の女性比率拡大を目指します。	農業委員会 農林振興課

施策	内容	担当課
(3) 自治会等における方針決定過程への女性参画の促進	区長連絡協議会を通じ、自治会等における女性役員の登用について働きかけを行い、地域における方針決定の場への女性の参画を促進します。	地域づくり課
(4) 観光・地域文化振興等への女性参画の推進	桐生観光大学や八木節教室等への女性の参画を促し、観光や地域文化振興の担い手となる女性の育成を目指します。	観光交流課

※ 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。



市民の皆さんの取り組み

◇自治会等の活動や地域の観光・文化等に興味を持ち、行事や講座等に積極的に参加してみましょう。

事業所の皆さんの取り組み

◇管理職を目指す女性が活躍しやすいような職場環境づくりに努めましょう。

各種団体の皆さんの取り組み

◇団体活動において、男女双方の意見が反映されているか見直してみましょう。

現状と課題

仕事は生活のための経済的な基盤であるとともに、自己実現や生きがいにつながるものですが、同時に家庭生活や趣味・学習、地域活動等も、豊かな人生を送るうえで欠かせない要素といえます。男性も女性も働きたい人全てが、仕事と育児・介護等との二者択一を迫られることなく、ライフステージや個人の事情等に対応した多様で柔軟な働き方等を通して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことは、以前にも増してその重要性を増しています。

令和元年（2019年）度の市民意識調査においては、家庭内の役割分担について、食事の支度・片付け、そうじ、洗濯については7割以上、育児や学校関連行事への参加等は5割以上の人が主に妻が担っていると回答しました。共働き家庭が増加する一方で、固定的な性別役割分担意識や男性の長時間労働等を背景に、依然として家庭内での負担が女性に偏っており、仕事と生活の間で心身の疲労を抱えたり、仕事の継続が困難となる女性も多く見られます。

このような状況を解消していくためにも、仕事を持つ人一人ひとりが効率的に働き、労働時間の短縮や十分な休暇取得を進めるとともに、男女が家事や育児・介護等を協力して担い、互いに個人や家族との時間を確保していくことが重要です。

また、個人の働き方や暮らし方の変革のためには、各事業所における柔軟な働き方や休暇等が取りやすい体制づくり、ハラスメントの防止等の取り組みが不可欠であるほか、行政や地域においても、より柔軟な働き方を叶えるための就労・キャリアアップ支援や、働きながら育児や介護を継続していくための支援体制の強化が必要です。



施策目標 1) 多様かつ柔軟な働き方の促進

事業所における働き方の見直しや育児・介護休業等の取得、ハラスメントの防止等について広く情報提供を行い、男女の多様かつ柔軟な働き方の選択・実現に向けた取り組みを促進します。また、働きたい人がそのライフスタイルにあった就労ができるよう、キャリアアップや再就職、起業等に向けて、積極的に挑戦できるよう支援します。

施策	内容	担当課
(1) 働き方の見直しの促進	事業者に対し、長時間労働の削減や休暇の取りやすい職場環境の整備等、働き方の見直しに関する各種情報や先進事例等を広く提供します。	商工振興課
(2) 育児・介護休業等の取得促進とハラスメントの防止	男女ともに育児・介護休業等の取得を促進するとともに、各種ハラスメントの防止に努めます。また、労働相談窓口等の活用を促進します。	商工振興課
(3) 就労やキャリアアップのための支援	関係機関と連携し、就労希望者へ情報提供を行います。また、仕事に必要な知識や技術を習得するための講座の開催や事業所が実施する研修等を支援します。	商工振興課
(4) チャレンジする女性起業家への支援	創業意欲のある女性に対して、支援機関や関係団体等と連携しながら、多様な創業支援を行います。	商工振興課



施策目標２）男女共同の家事・育児・介護の推進のための環境整備

育児や介護をしながらも、男女がともにやりがいや責任を持って仕事をしたり、積極的に地域活動等に参加したりすることができるよう、各種支援サービスの充実に取り組みます。

また、男性の家事や育児への積極的な参加を促進するため、パートナーや子どもとともに参加できる講座等の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(１) 子育て世代包括支援センター機能の充実	妊娠・出産・子育てに関する各種支援制度やサービスの情報提供及び相談支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」機能の充実を図ります。	子育て相談課
(２) 男性の家事・育児参画促進	パートナーや子どもとともに参加できる講座等の充実を図ります。また、子育てガイドブックや母子手帳アプリの活用促進を図ります。	子育て相談課
(３) 一時預かり保育や子育てサロン等の充実	一時預かり・延長保育・休日保育・病児保育や、子育てサロン、ファミリーサポートセンター事業等を実施し、働く男女の子育てを応援します。	子育て支援課 子育て相談課 学校教育課
(４) 放課後児童の健全育成と子どもの居場所づくり	放課後児童クラブや放課後子供教室において、放課後又は週末の地域における学習・体験・交流活動等の充実を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
(５) 介護に関わる相談体制の充実	働く男女が仕事をやめることなく家族の介護を継続できるよう、各種制度やサービスに係る情報提供や相談体制の充実を図ります。	健康長寿課

市民の皆さんの取り組み

- ◇女性だけに家事や育児、介護等の負担が偏っていないか確認してみましょう。
偏りを確認したら、できることから家族で分担を始めてみましょう。
- ◇長時間労働の緩和や働きやすい職場づくりのために自ら改善できることはないか考えてみましょう。
- ◇パートナーや子どもと積極的に講座や地域の活動等に参加して、情報交換をしたり、悩みを相談できる仲間を作ってみましょう。
- ◇仕事や育児、介護等で問題に直面したら、抱え込まずに相談窓口等を利用しましょう。

事業所の皆さんの取り組み

- ◇ワーク・ライフ・バランスについて事業所内で意見交換をしてみましょう。
- ◇多様な働き方を実現するための社内制度や体制づくりについて、男女双方の視点から検討してみましょう。
- ◇女性だけでなく、男性も育児・介護休暇を取得しやすい環境を作るため、従業員の理解促進やハラスメントの防止に努めましょう。



基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

施策の方向
1

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

近年、配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為、性暴力、各種ハラスメント、幼児虐待や高齢者・障がい者への虐待等、さまざまな暴力が深刻な社会問題となっています。暴力の被害者は男性であることもありますが、その多くは女性が占めている状況にあり、社会に依然として残る男性優位の考え方や、男女の体力の差等が主な要因であると考えられています。

令和元年（２０１９年）度の市民意識調査においては、夫婦間等の親しい関係の相手からの暴力について、身体的暴力を受けたことがあると回答した人の割合は９．２％、精神的暴力については１７．６％にのぼり、男女別では、いずれも女性の方が高い割合となりました。

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女を問わず、どのような場合においても許されるものではありません。特に子どものいる家庭における暴力は、たとえ子どもが直接的に身体的暴力を受けていないとしても、その様子を見ることで、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えることがあります。

新たな被害者を生まないためにも、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、身体的な暴力だけでなく、さまざまな嫌がらせ等も暴力であることについて理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会を作っていくことが重要です。

また、被害に遭った人たちが、悩みを抱えたまま、より深刻な事態に陥らないよう、相談窓口を積極的に活用してもらうための環境づくりに取り組むとともに、警察や関係機関等と緊密に連携を取りながら、適切な支援を図っていく必要があります。

施策目標１）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

DV等をはじめとする女性に対する暴力について多くの人が認識し、あらゆる暴力を容認しない意識を広く浸透させていくための啓発や、暴力の当事者とならないための教育に積極的に取り組みます。

施策	内容	担当課
（１）女性に対する暴力の予防と根絶に向けた啓発の推進	全ての男女が女性に対する暴力について認識し、被害を未然に防止したり、被害にあった際に適切な対処ができるよう、広く情報を発信します。	地域づくり課

施策	内容	担当課
(2) 若年層に対する性暴力等の被害の予防と拡大防止	若年層が性暴力やデートDV等の被害について認識し、早期に相談できるよう、広く啓発に取り組みます。また、適切な支援に向け、教職員等の各種研修会への参加を推進します。	地域づくり課 学校教育課 青少年課
(3) 高齢者や障がい者に対する虐待防止に向けた啓発の推進	高齢者や障がい者に対する虐待を防止するため、福祉施設の従業員や民生委員を対象とした研修会の実施や、リーフレット配布等により啓発を図ります。	健康長寿課 福祉課

施策目標2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者等からの暴力について悩みや不安を持つ市民が、一人で抱え込まず相談できるよう、相談窓口の周知を徹底します。また、暴力の形態や被害者の置かれている状況に応じて、被害者のニーズに沿った支援を迅速に行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。

施策	内容	担当課
(1) DV相談窓口の周知の徹底	市の窓口のほか、国や県等が設置している相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載、関係各課窓口へのチラシの設置等を通して周知の徹底を図ります。	地域づくり課 新里市民生活課 黒根市民生活課 市民課
(2) DVの防止や被害者の保護等を支援する関係機関との連携強化	被害者のプライバシーに配慮しながら、市の関係各課の連携を密にするとともに、DV相談支援センターや警察、民間団体等の関係機関との連携を強化します。	子育て相談課 福祉課 健康長寿課 学校教育課

施策目標３）子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進

各課の窓口への相談や各種健診等で得た情報を、迅速かつ的確に関係機関と共有し、被害の拡大の防止や早期解消に努めます。また、子どもがインターネットへの書き込み等を通じて、いじめや暴力事件等に巻き込まれることのないよう、情報モラルに関する指導・啓発やネット見守り活動等を実施します。

施策	内容	担当課
(１) 児童相談所、警察等との連携強化	児童相談所や警察等と密に連携を図り、虐待の状況や背景事情に十分注意したきめ細やかな支援を行います。	学校教育課 子育て相談課
(２) 子どもや保護者等に対する情報モラルの啓発とネット見守り活動の推進	学校教育における情報モラルの指導を推進するとともに、子どもや保護者、教職員、地域住民を対象に情報モラル講習会を実施します。また、ネット上の悪質な書き込み等に対する見回りを強化します。	学校教育課 青少年課

市民の皆さんの取り組み

- ◇DV等の暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さないという姿勢を示しましょう。
- ◇身近な人がDV等の被害にあったときは、警察や関係機関等への相談を促しましょう。
- ◇「児童虐待かも…」と思ったら、すぐに児童相談所等へ相談しましょう。



施策の方向 2

男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化

現状と課題

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等に対する配慮がなされない状況が多く発生しました。特に避難所においては、男女別トイレや更衣室の設置、授乳スペース等の確保、同性による下着や生理用品の配布等がスムーズに行われなかったことや、性別に基づく役割分担の偏り、性被害等の問題等が明らかとなっており、男女共同参画の視点を踏まえた対応の必要性が強く叫ばれています。

本市においては、平成27年（2015年）度に地域防災計画の総則に「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策」の項目を追加し、取り組みを進めてきたものの、令和2年（2020年）4月時点の防災会議の女性委員の割合は9.4%にとどまっており、防災に関する施策等へ女性の意見を反映する体制が十分に整っているとは言い難い状況にあります。

災害時には、性別や年齢、障がいの有無等、社会的な状況によって受ける影響が異なることから、女性や多様な生活者の視点を一人でも多くの人理解し、十分な配慮がなされるよう、さまざまな防災の取り組みについて、平時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。そのため、防災会議の女性委員の登用推進に加え、日頃の防災活動や研修等について、女性をはじめとする多様な住民の参画を促進し、地域の災害対応力の向上を図っていくことが必要です。

施策目標1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化

防災に関するさまざまな施策において、男女共同参画の視点が十分に確保されるよう、男女共同参画担当課との連携を強化するとともに、防災会議における女性委員の登用を進めます。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進	地域づくり課との連携を強化し、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進を図ります。	防災・危機管理課
(2) 防災会議における女性委員の登用推進	桐生市防災会議における女性委員の登用を推進します。	防災・危機管理課

施策目標２） 防災の現場における女性の参画拡大

さまざまな防災の現場における女性の参画拡大を目指し、女性の消防団への加入や女性消防吏員の採用を推進するとともに、各種訓練や研修等への女性の参画を促進します。

施策	内容	担当課
(１) 消防団への女性参画拡大と婦人消防隊の充実	女性団員の増加を図り、男女共同参画の視点に立った消防団運営を実施します。また、女性団員及び婦人消防隊の水防訓練等への参加を促し、各員のスキルアップを図ります。	消防総務課
(２) 女性消防吏員の活躍分野・業務分野拡大推進	女性消防吏員の職域拡大のための訓練や研修を実施するとともに、女性消防吏員の採用を推進します。	消防総務課
(３) 災害対応研修への女性参画の推進	災害対応研修や訓練への女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を支援します。	防災・危機管理課

市民の皆さんの取り組み

◇地域防災に興味を持ち、地域で行われる防災訓練や出前講座等の活動に積極的に参加してみましょう。

各種団体の皆さんの取り組み

◇女性や子ども、避難に支援が必要な人等、さまざまな人に地域の防災活動に参加してもらい、地域防災力を高めましょう。



施策の方向 3

生涯にわたる健康づくり支援

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、ともに健康で充実した生活を送っていくことは、男女共同参画社会形成のための最も基本的な要件といえます。

しかしながら、令和元年（2019年）度に福祉課にて実施した市民アンケート結果によると、日常生活で不安を感じる困りごとや悩みごとについて、「自分や家族の健康のこと」と回答した人の割合は38.8%にのぼり、老後や介護、経済問題等をおさえ、最も高い結果となりました。

一人ひとりが年齢を重ねながらも、さまざまな分野で活躍していくためには、その性別やライフステージに応じた保健、医療を受けることができ、個人のライフスタイルに合った健康づくりに主体的に取り組むことのできる環境づくりが重要といえます。健康教育や検診、相談体制等の充実や、生涯にわたって誰もが身近な場所でスポーツ活動へ参加できる環境づくりに積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、特に女性については、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等、人生を通じて大きく変化するという特性に加え、近年では、就業の増加や初産年齢の上昇、ライフサイクルの変化等によるさまざまな影響が見られるため、これまで以上に長期的、継続的かつ包括的な観点に立った健康増進支援が重要といえます。

施策目標1) さまざまな世代への健康管理支援

市民一人ひとりが主体的に生涯にわたって健康の管理や保持・増進ができるよう、健康講座の開催や、健康相談、健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。また、病気の早期発見や重症化を防ぐため、健康診査や各種がん検診等の受診を推進します。

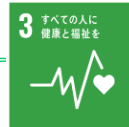
施策	内容	担当課
(1) 健康相談、健康教育等の充実	生活習慣病の予防や改善に関する健康相談、健康教育等を実施し、市民の健康管理の支援を行います。	健康長寿課

施策	内容	担当課
(2) 公民館等における健康講座の充実	高齢者学級や女性学級で行う学習活動において、心身の健康管理の支援や啓発をテーマとした講座を実施します。	生涯学習課
(3) 健康診査や各種がん検診の受診推進	生活習慣病の早期発見や重症化予防のための健康診査、各種がん検診について受診の推進を図ります。	健康長寿課
(4) 妊婦・乳幼児向け健診等の受診及び健康教育等の活用推進	妊婦や乳幼児向けの健康診査、訪問指導、予防接種、健康づくりのための教室等について、受診及び活用を推進します。	子育て相談課

施策目標２） スポーツ分野における男女共同参画の推進

生涯にわたり、市民が身近な地域でいつでもスポーツを楽しんだり、健康増進に取り組めるよう、さまざまなスポーツイベントや教室の充実を図ります。また、誰もがスポーツ活動に参画しやすい環境づくりを進めるため、意思決定の場への女性の参画を推進します。

施策	内容	担当課
(1) スポーツイベントや教室等の充実	各団体と協力しながら、多様なスポーツイベントや教室等を開催し、市民のスポーツ活動を支援します。	スポーツ・文化振興課 生涯学習課
(2) 多様な人がスポーツ活動に参画するための環境整備	スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会における女性委員の登用を推進し、男女双方の意見が適正に反映されるよう取り組みます。	スポーツ・文化振興課



市民の皆さんの取り組み

- ◇自分の健康に興味を持ち、検診や健康講座を積極的に活用しましょう。
- ◇地域のスポーツ活動やイベントに参加してみましょう。

各種団体の皆さんの取り組み

- ◇多様な意見を大切にし、さまざまな人が参加できるイベントの企画に取り組みましょう。



施策の方向 4

支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

家族形態や雇用・就業構造の変化等が進む中、経済的困窮、就労活動や進学困難、病気、家庭の課題等により、生活上の困難を抱える人が増えています。

男女共同参画白書令和2年度版によると、令和元年（2019年）度における非正規雇用の割合は、女性56.0%、男性22.8%であり、女性の非正規雇用の割合が高い状況にあります。そのため女性は、男性よりも生活が不安定であったり、一般に男性よりも長寿で高齢期の生活や自身の介護の問題の影響を受けやすいことから、母子世帯や高齢単身女性については、より多くの困難を抱える傾向にあります。

また、高齢者や障がい者、外国人等についても、ハンディキャップやコミュニケーションの問題等を理由として、社会から孤立したり、より複合的な困難を抱えることが少なくありません。

男女共同参画社会づくりは、性別に限らず、年齢、家族形態、国籍、性的指向・性自認の違いや障がいの有無等にかかわらず、誰もが活躍できる環境づくりでもあります。困難を抱える人たちが、その問題を軽減・解決し、安心した生活が送れるよう、個々の状況やニーズに応じた包括的な支援を進めていくことが必要です。

また、地域に暮らす一人ひとりが、多様性について理解を深め、互いに助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組むことも重要といえます。

施策目標1) 生活上の困難を抱える人の自立促進

生活困窮者やひとり親家庭の不安の解消や自立に向け、相談体制の充実を図るとともに、各自の状況や意向に応じて、各種支援制度の活用を含めた包括的な支援を行います。

施策	内容	担当課
(1) 生活困窮者への包括的な自立支援	複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、就業、進学、住居等について包括的な支援を行い、その自立を促進します。	福祉課 学校教育課 教育総務課
(2) ひとり親家庭等への包括的な自立支援	ひとり親家庭等の相談体制を強化し、本人の意向や希望に沿った包括的な支援を行います。	子育て相談課 医療保険課

施策目標２） 高齢者が安心して暮らすための環境整備

高齢者が元気に安心して暮らせるよう、各種相談体制やケアマネジメントの充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で必要な介護サービスを継続的・一体的に受けることができる環境づくりを進めます。

施策	内容	担当課
(１) 高齢者相談・各種ケアマネジメントの充実	地域包括支援センターにおいて、各種相談や介護予防教室、家族に対する在宅介護指導等、高齢者や家族のニーズに合わせた支援を実施します。	健康長寿課
(２) 安定的な介護サービスの普及促進	介護保険制度の理解と普及促進のための周知を行うとともに、安定的な運営を維持し、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制を目指します。	健康長寿課

施策目標３） 障がい者が安心して暮らすための環境整備

障がいを持つ人たちが、心身ともに健やかに自立した生活を営み、さまざまな活動に参画していけるよう、各種支援体制の充実を図ります。

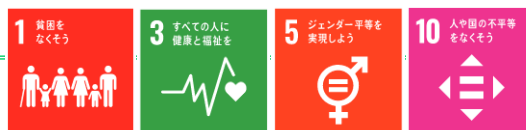
施策	内容	担当課
(１) 障がい者の相談・意思疎通支援	必要な支援や情報が円滑に得られるよう、専門員による相談支援を行います。また、必要に応じて、手話通訳者や要約筆記者を設置・派遣します。	福祉課
(２) 障がい者への福祉サービスの充実	障がい福祉サービス等の適正な支援を行うとともに、各種装具・用具等の交付や、障がいの軽減や機能回復のための医療支援を行います。	福祉課

施策目標４） 外国人住民が安心して暮らすための環境整備

在住外国人が必要な情報を円滑に入手し、快適かつ安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や相談支援のほか、日本語学習について支援します。

施策	内容	担当課
(１) 在住外国人への情報提供や相談体制の充実	多言語で生活情報等を広く提供するとともに、相談支援を実施します。また、市役所における外国語併記等の検討を進めます。	地域づくり課 総務課
(２) 在住外国人への日本語学習支援	日常会話を中心とした日本語教室の実施や、学校における日本語指導支援等を実施します。	地域づくり課 学校教育課

市民の皆さんの取り組み



◇生活における不安や困りごとについて、一人で抱え込まず、相談窓口や支援制度を活用しましょう。

◇地域のボランティア活動や交流会等に積極的に参加し、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組みましょう。



第4章 計画の推進体制

1 桐生市男女共同参画推進協議会

各種団体からの推薦や公募等の委員から成る「桐生市男女共同参画推進協議会」を設置し、計画の進行状況や、男女共同参画推進に関わる重要事項等について協議を行います。協議会からの意見等について積極的に検討を行い、よりよい施策の展開につなげていきます。

2 桐生市男女共同参画庁内推進会議

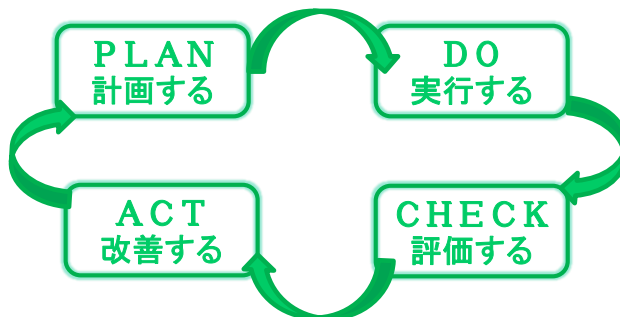
男女共同参画に関する施策について、総合的かつ計画的に推進を図るため、「桐生市男女共同参画庁内推進会議」を設置します。推進会議を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化を行うとともに、男女共同参画に関する職員の共通理解の促進及び庁内の男女共同参画の環境整備に努めます。

3 市民・事業所・各種団体との連携

市民や事業所、各種団体等が、それぞれの立場で男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に行動していけるよう、積極的に計画の周知を行うとともに、官民協働による各施策の推進に努めます。

4 計画の進行管理

各事業の実施状況については、毎年度評価を実施し、桐生市男女共同参画推進協議会において報告を行います。協議会からの意見等については、各課へフィードバックを行い、事業の進め方や目標等について見直しのうえ、PDCAサイクルを回しながら、計画の着実な進行を図ります。また、毎年度の実施状況については、ホームページ等で公表します。





1 桐生市男女共同参画市民意識調査結果(抜粋)

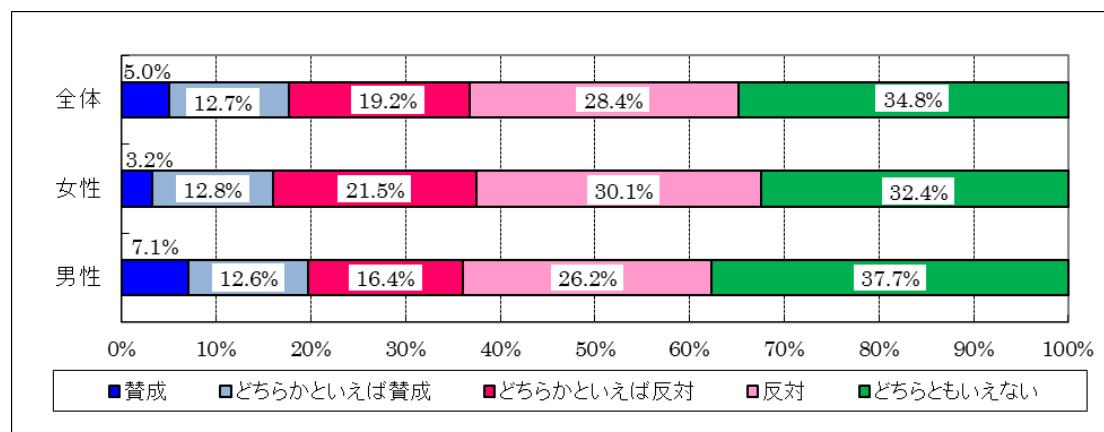
桐生市における男女共同参画の現状と市民の意識を把握するため、令和元年（2019年）6月から7月にかけて、無作為に抽出した市民1200人を対象に市民意識調査を実施しました。男性183人、女性221人、性別不明1人の計405人から回答があり、回収率は33.8%でした。

[注意] 百分率(%)は小数点以下第2位を四捨五入、小数点以下第1位までの表示としているため、合計が100%とならない場合があります。また、複数回答の設問についても、各回答の合計が100%を超える場合があります。

1. 男女平等意識について

【「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する賛否】

全体では、『賛成』（『どちらかといえば賛成』を合わせ）と回答した人の割合は17.7%で、平成26年（2014年）度調査（以下「前回調査」）時より4.4ポイント下降しました。また、『反対』（『どちらかといえば反対』を合わせ）と回答した人の割合は47.5%で前回調査より0.1ポイント上昇し、『どちらともいえない』※と回答した人の割合は34.8%で4.3ポイント上昇しました。

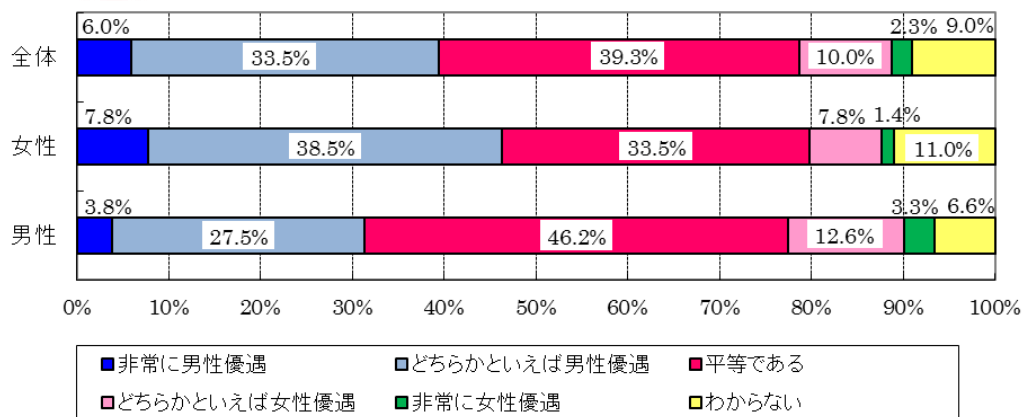


※ 前回調査における選択肢は「わからない」

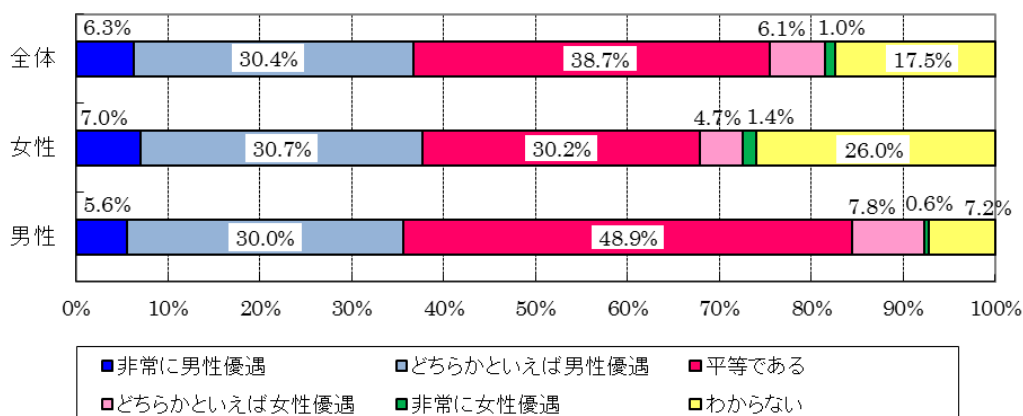
【各場面における男女の地位の平等感について】

全体では、「学校教育の場」及び「地域活動の場」を除く全ての場面において、『男性優遇』（『非常に』と『どちらかといえば』の計）と回答した人の割合が最も高く、「政治の場」と「社会通念・習慣・しきたり等」について、特に高い結果となりました。前回調査と比較して、大きな傾向の変化はありませんでした。

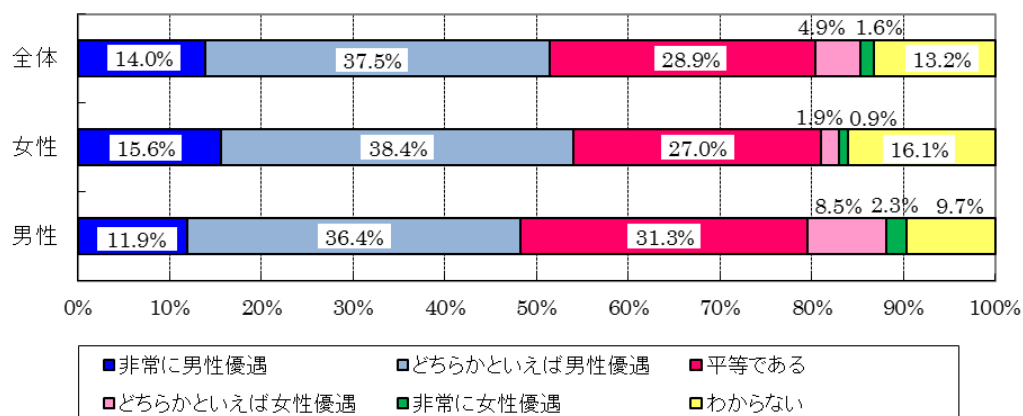
①家庭生活



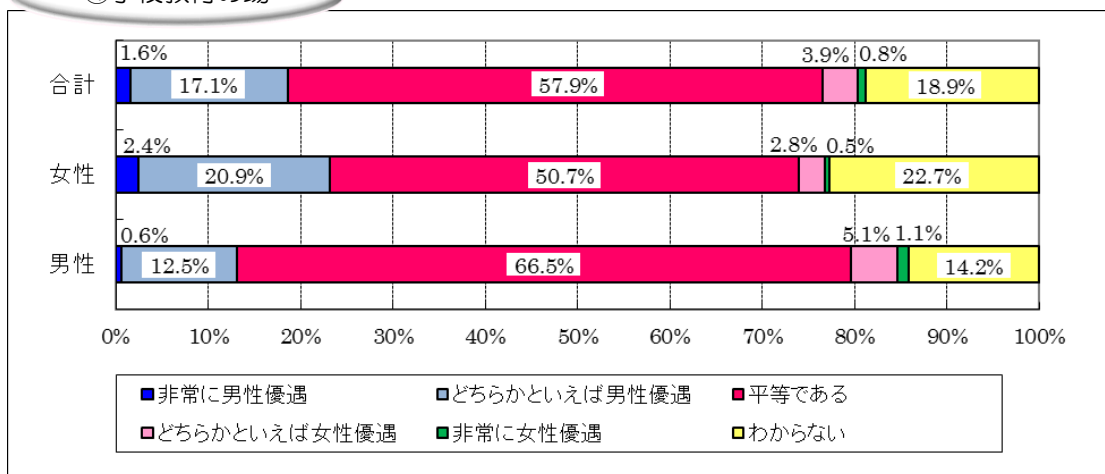
②地域活動の場



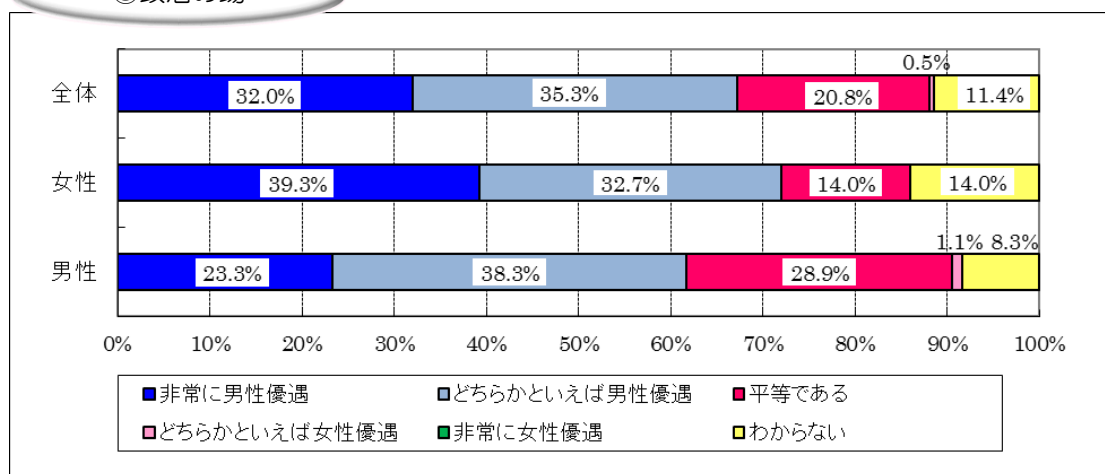
③職場



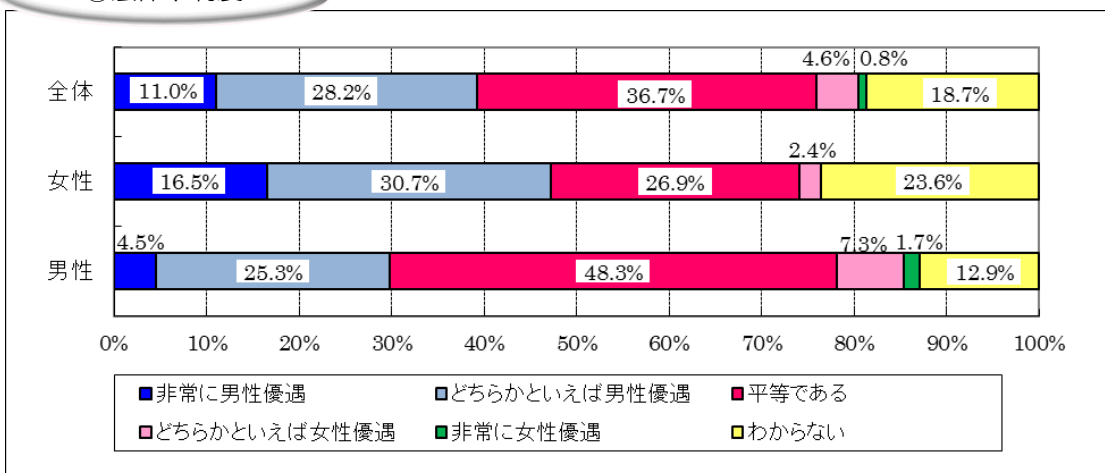
④学校教育の場



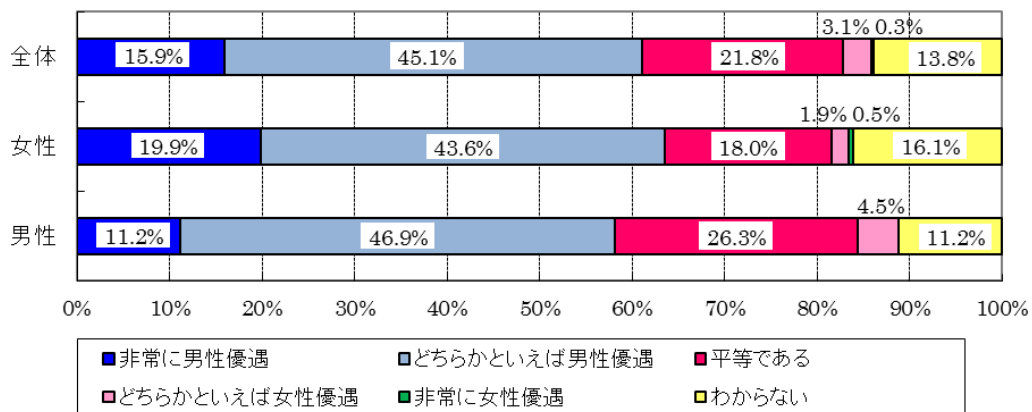
⑤政治の場



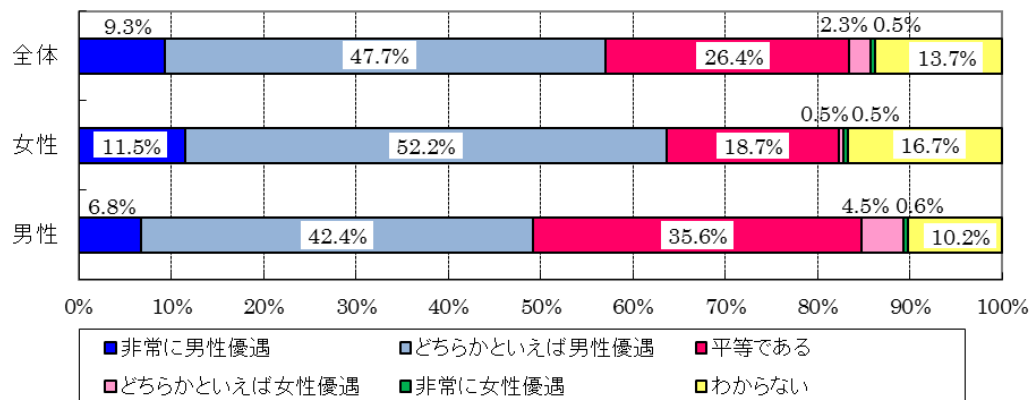
⑥法律や制度



⑦社会通念・習慣・しきたり等



⑧社会全体では

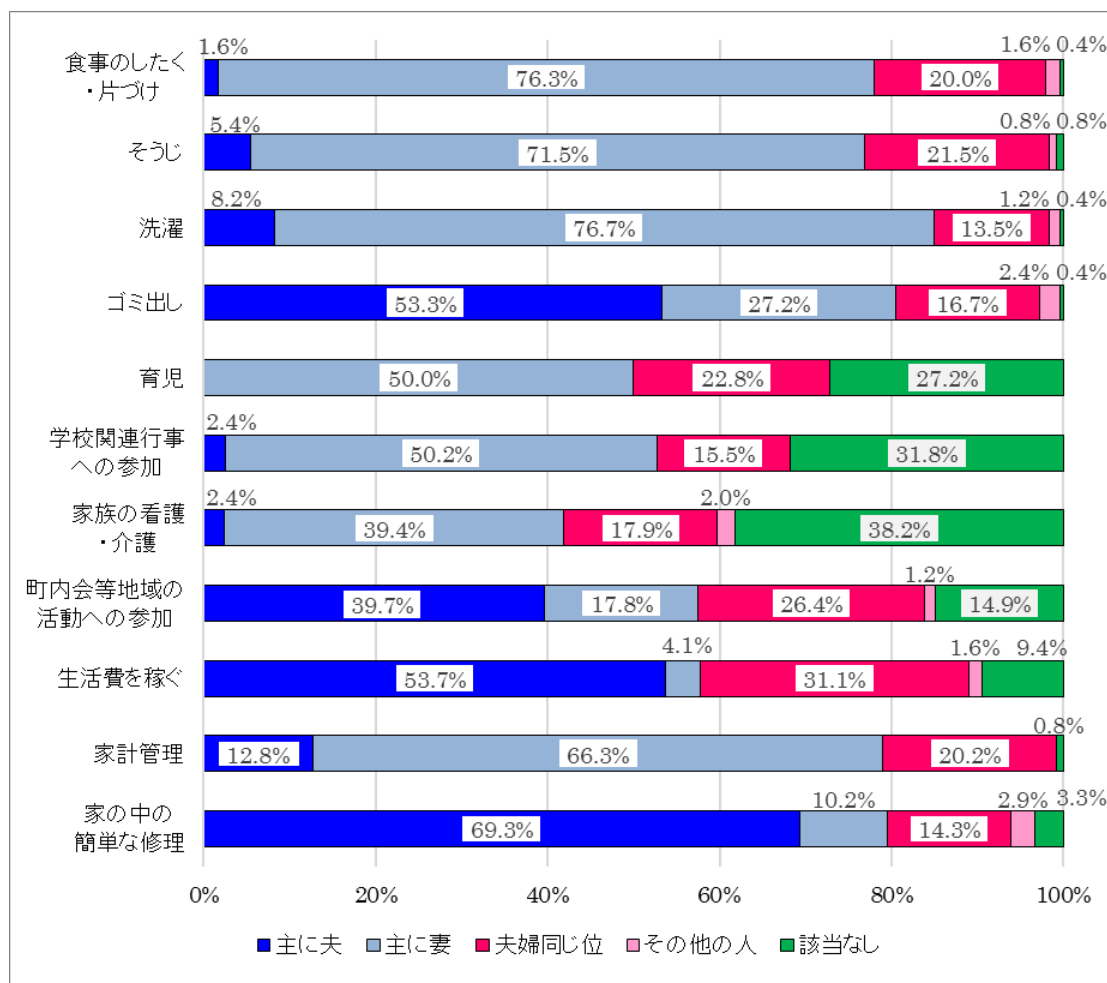


2. 家庭生活について

【家庭における役割分担】 ※現在結婚し、夫婦が同居している人のみ回答（事実婚含む）

「食事のしたく・片付け」・「そうじ」・「洗たく」については7割以上、「育児」「学校関連行事への参加」・「家計管理」については5割以上の人が『主に妻』と回答しました。

一方で、「ゴミ出し」・「生活費を稼ぐ」・「家の中の簡単な修理」については、5割以上が『主に夫』と回答しました。

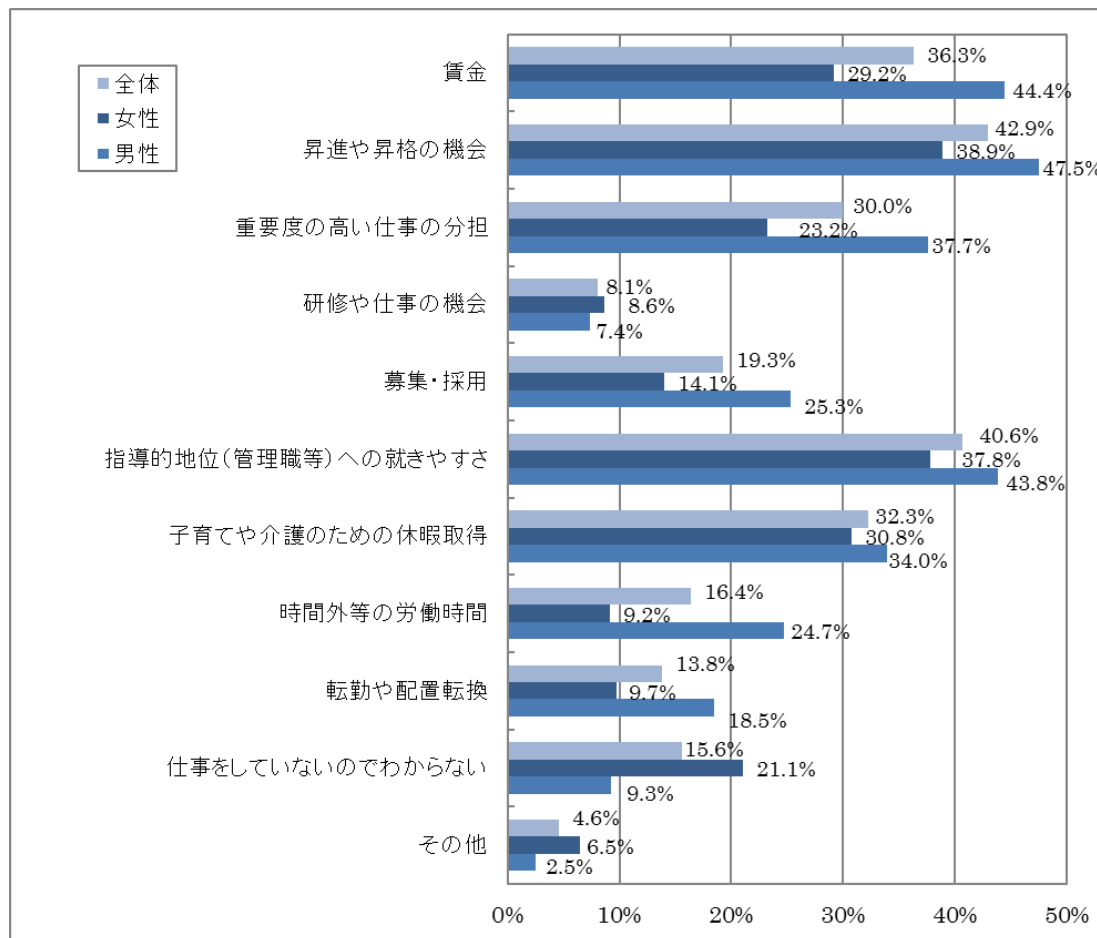


3. 仕事・職場について

【職場で男女平等ではないと思うこと】（複数回答）

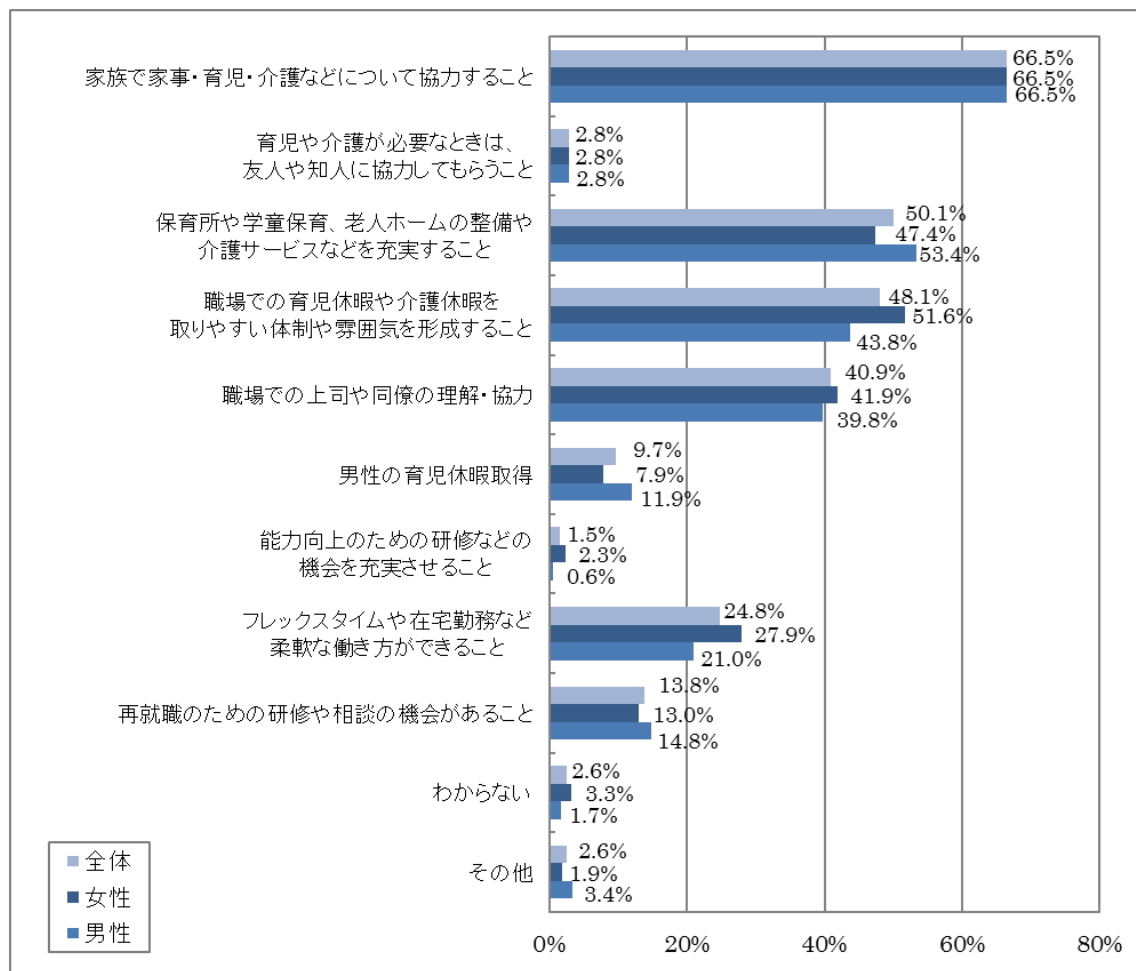
全体では、『昇進や昇格の機会』（42.9%）と回答した人の割合が最も高く、次いで『指導的地位（管理職等）への就きやすさ』（40.6%）と回答した人の割合が高い結果となりました。

『賃金』『重要度の高い仕事の割合』『時間外等の労働時間』については、男女間で回答した人の割合に差が見られました。



【女性の結婚・出産後の就業継続や再就職のために必要なこと】（複数回答）

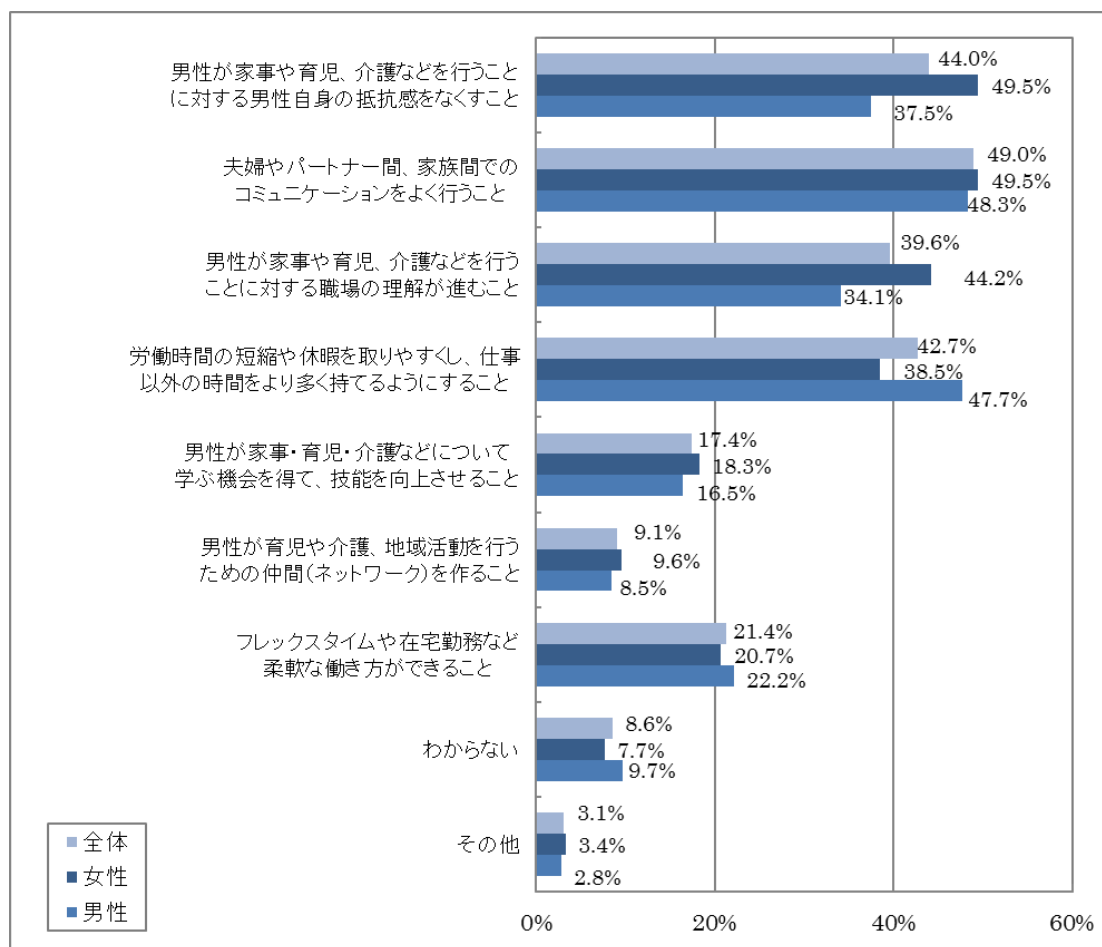
全体、男女別ともに『家族で家事・育児・介護などについて協力すること』と回答した人の割合が66.5%で最も高い結果となりました。



4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和について）

【男性が家事・育児・介護等に参画するために必要なこと】（複数回答）

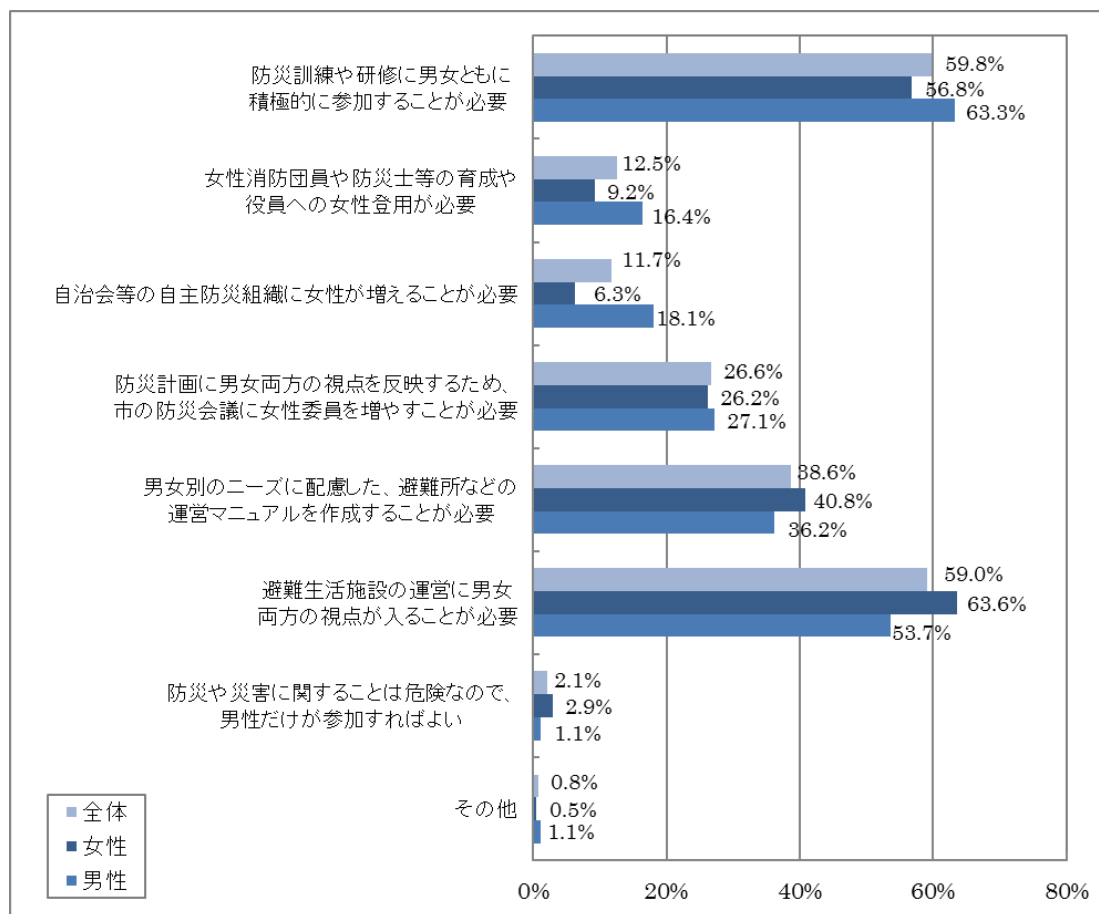
全体では、『夫婦やパートナー間、家族間でのコミュニケーションをよく行うこと』と回答した人の割合が49.0%で最も高く、次いで『男性が家事や育児、介護などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすこと』（44.0%）、『労働時間の短縮や休暇を取りやすくし、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること』（42.7%）の順に高い結果となりました。



5. 社会参画について

【地域の防災・災害対策についての考え】（複数回答）

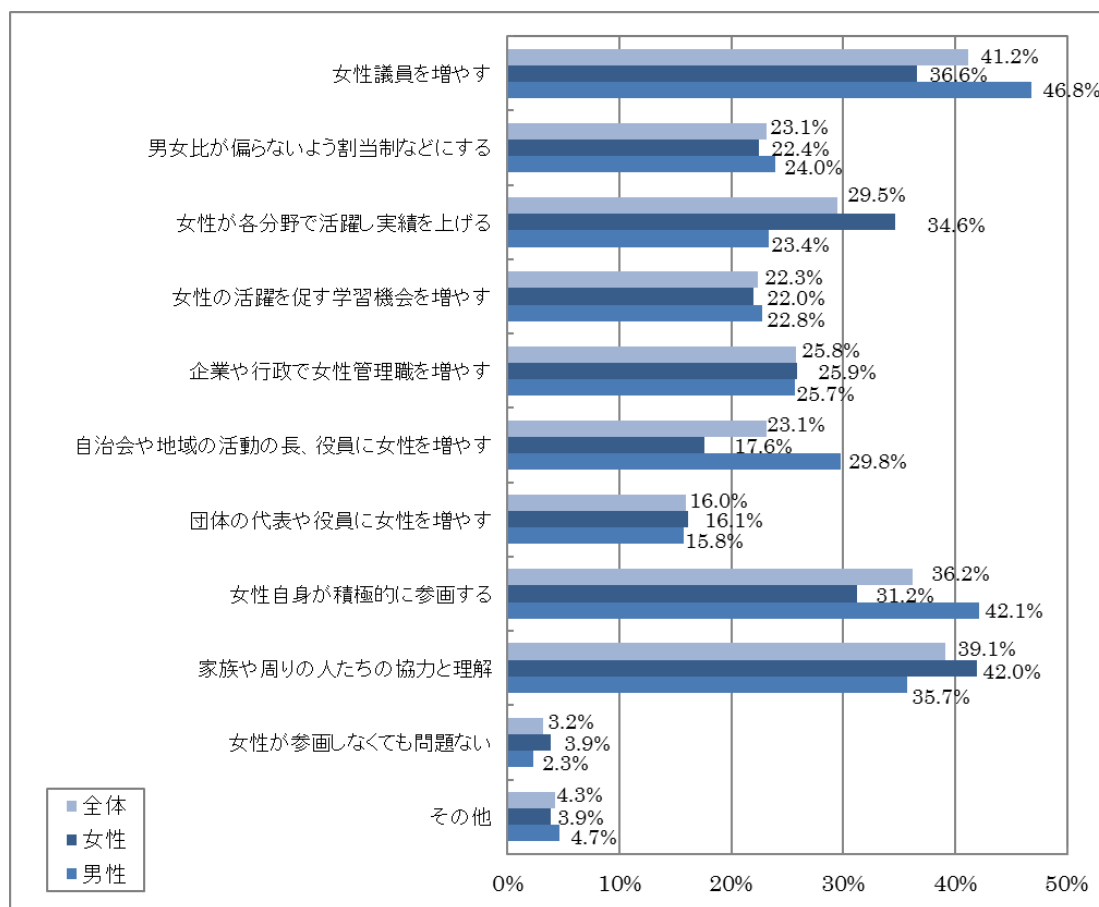
全体では、『防災訓練や研修に男女ともに積極的に参加することが必要』と回答した人の割合が59.8%で最も高く、次いで『避難生活施設の運営に男女両方の視点が入ることが必要』（59.0%）と回答した人の割合が高い結果となりました。



6. 女性の活躍推進について

【政策・意思決定の場への女性の参画促進のために必要なこと】（複数回答）

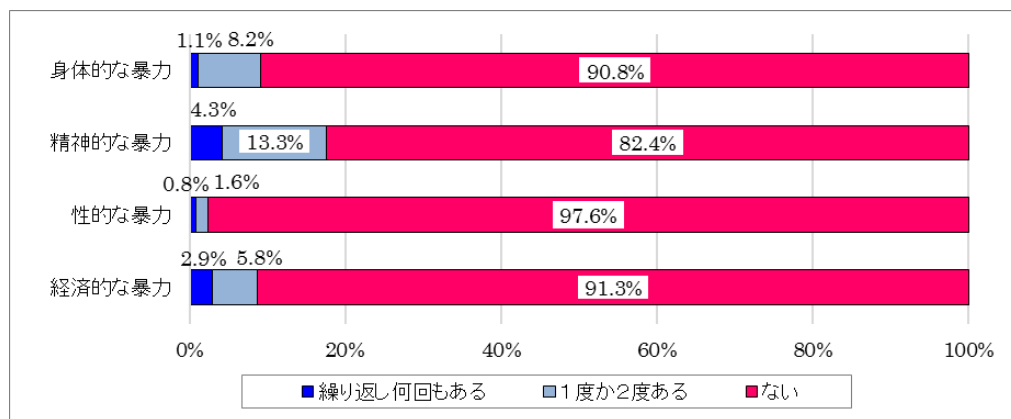
全体では、『女性議員を増やす』と回答した人の割合が41.2%で最も高く、次いで『家族や周りの人たちの協力と理解』（39.1%）、『女性自身が積極的に参画する』（36.2%）の順で高い結果となりました。



7. 人権について

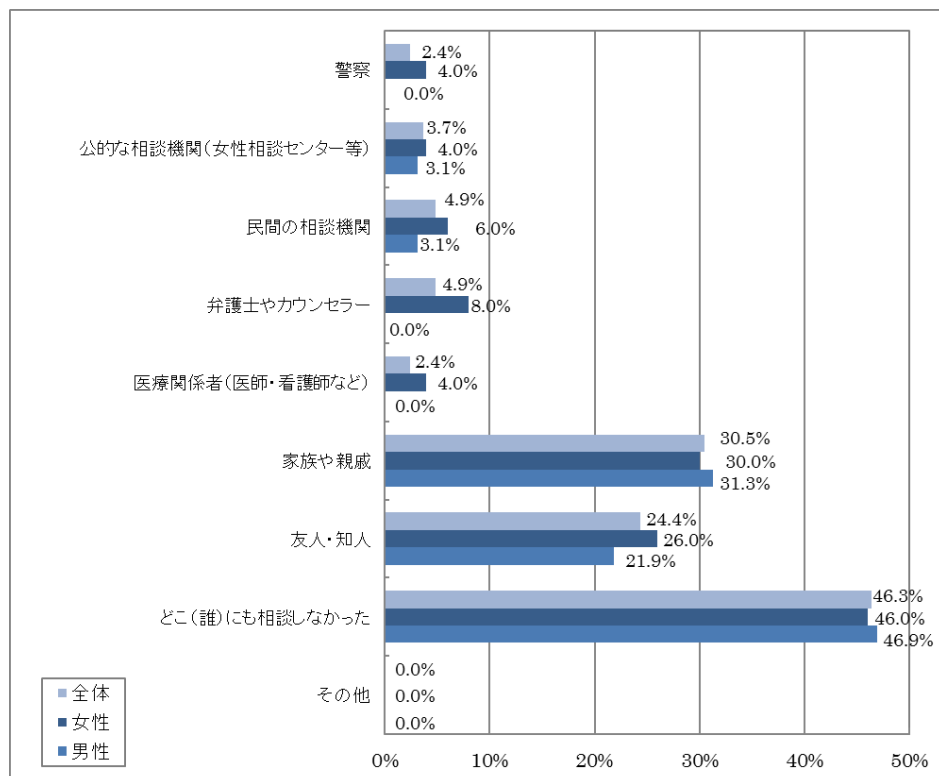
【配偶者間等の男女間の暴力（DV）の経験】（複数回答）

「精神的」な暴力を受けたことが『ある』（『繰り返し何回も』と『1度か2度』の計）と回答した人の割合が17.6%、「身体的」な暴力については、9.2%となりました。



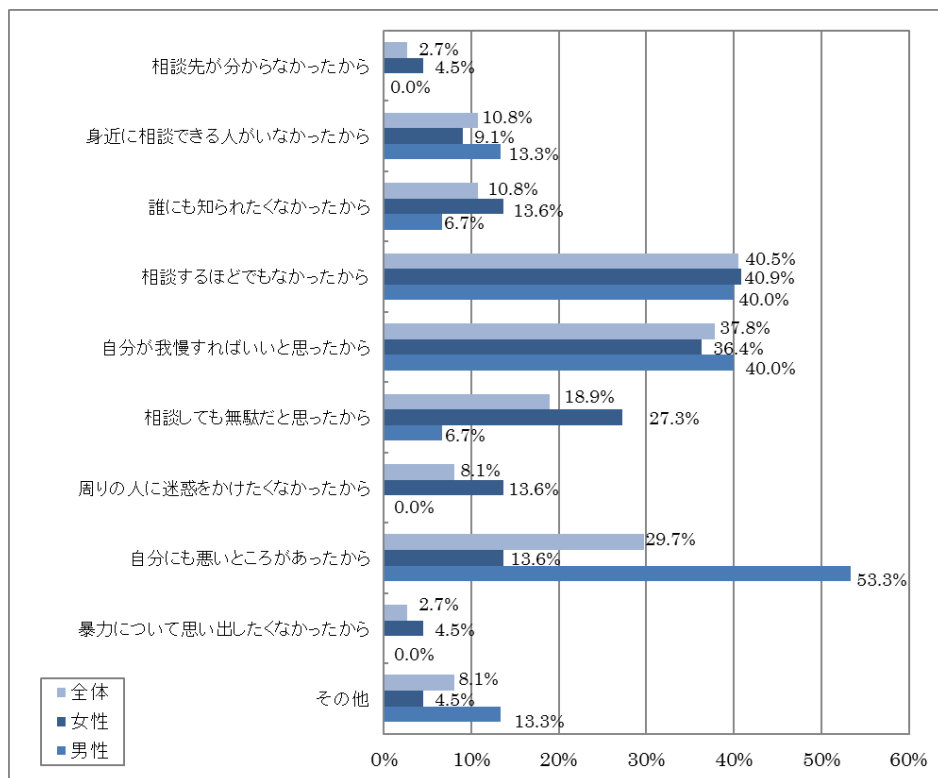
【配偶者間等の男女間の暴力（DV）の相談状況】（複数回答）

全体、男女別ともに、『どこにも相談しなかった』と回答した人の割合が最も高く、いずれも46%を超える結果となりました。



【暴力を受けた際、どこにも相談しなかった理由】（複数回答）

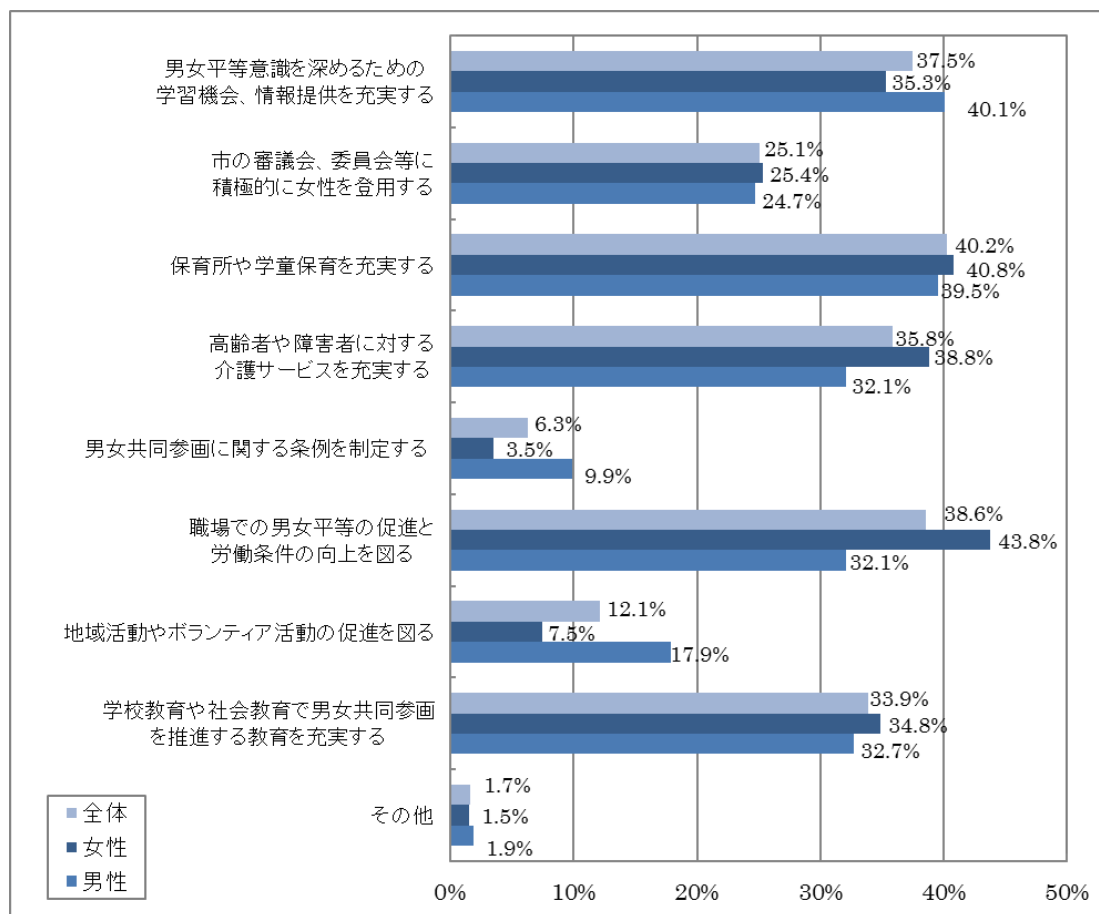
全体では、『相談するほどでもなかったから』と回答した人の割合が40.5%で最も高く、次いで『自分が我慢すればいいと思ったから』（37.8%）と回答した人の割合が高い結果となりました。



8. 男女共同参画施策について

【男女共同参画社会実現のために市が注力すべき取り組み】（複数回答）

全体では、『保育所や学童保育を充実する』と回答した人の割合が40.2%で最も高く、次いで『職場での男女平等の促進と労働条件の向上を図る』（38.6%）、『男女平等意識を深めるための学習機会、情報提供を充実する』（37.5%）の順に高い結果となりました。



2 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
昭和50 (1975)	- 国際婦人年(目標：平等、発展、平和) - 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	- 婦人問題企画推進本部設置 「国際婦人年」日本会議		
昭和51 (1976)	国連婦人の10年	民法改正(離婚復氏制度)、戸籍法公布、施行		
昭和52 (1977)		「国内行動計画」策定 - 国立婦人教育会館設置		
昭和54 (1979)		「国内行動計画前期重点目標」策定	- 県民生活部婦人児童課に婦人対策係を設置 - 群馬県婦人問題懇談会の設置	
昭和55 (1980)		「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	「新ぐんま婦人計画」策定	
昭和56 (1981)		ILO156号条約(家族的責任条約)採択		
昭和58 (1983)			「婦人問題意識調査」実施	
昭和59 (1984)		国籍法、戸籍法改正(父母両系主義)(昭和60年施行)		
昭和60 (1985)		「国連婦人の10年」世界会議開催(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 - 国民年金法改正(専業主婦の基礎年金保証)(昭和61年施行) 「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准(昭和61年発効)	国連婦人の10年最終年記念群馬県大会	
昭和61 (1986)		「婦人問題企画推進有識者会議」設置		
昭和62 (1987)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 - 所得税法改正(配偶者特別控除制度新設)、施行		
平成2 (1990)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
平成3 (1991)		- 育児休業法公布(平成4年施行) 「新国内行動計画」(第1次改定)策定	「新ぐんま2010」の中に女性対策を主要な柱として位置付け策定 「女性に関する意識調査」実施	桐生市第3次総合計画中に「女性の社会参加」の積極支援について明記
平成4 (1992)		第2回アジア女性会議開催		

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成5 (1993)	・国連世界人権会議(ウィーン)ウィーン宣言採択 ・国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)の公布	・「新ぐんま女性プラン」の策定 ・「群馬県女性行政推進連絡会議」の設置	
平成6 (1994)	・国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択	・男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同参画推進本部設置	・県民生活課に女性政策室設置 ・「群馬県女性人材データバンク」の構築	
平成7 (1995)	・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法改正(介護休業制度)公布(平成10年施行) ・ILO156号条約(家族的责任条約)批准	・新ぐんま女性プラン委員会提言	・桐生市教育委員会社会教育委員会議建議「男女共同参画社会づくりについて」
平成8 (1996)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「男女共同参画社会をきずくための意識調査」実施	・教育委員会指導部社会教育課女性プラン係設置
平成9 (1997)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」等の改正 ・介護保険法公布(平成12年施行)		・「桐生女性プラン懇談会」「桐生市女性行政連絡協議会」「女性プラン策定ワーキング委員会」設置 ・「男女共同参画に関する意識調査」実施
平成10 (1998)				・企画部企画財政課に女性プラン係移管
平成11 (1999)	・ESCAPハイレベル政府間会議(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・「'99新潟・福島・群馬3県女性サミット」群馬県で開催 ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	・「桐生市男女共同参画審議会」設置
平成12 (2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ・ミレニアム開発目標(MDGs)設定 ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)公布・施行	・新ぐんま女性プラン委員会提言 ・中華婦女連との交流20周年記念事業実施	・「桐生ジェンダー・フリープラン21」策定 ・市民部市民活動支援課男女共同参画推進係に移管改称 ・「桐生市男女共同参画協議会」、「桐生市男女共同参画庁内推進会議」設置 ・「桐生女性人材リスト」の構築
平成13 (2001)		・男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「育児・介護休業法」改正	・「ぐんま男女共同参画プラン」策定 ・群馬県男女共同参画推進協議会の設置 ・女性に対する暴力実態調査実施	・「男女平等表現ガイドライン」策定
平成14 (2002)			・人権男女共同参画課設置	・桐生市男女共同参画情報紙第1号発行

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成15 (2003)		・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	・群馬県女性会館内に「女性相談支援室」設置	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
平成16 (2004)		・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正(育児・介護取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(平成17年施行)	・「群馬県男女共同参画推進条例」制定 ・群馬県男女共同参画推進委員会設置 ・女性相談センターを女性会館内に設置(女性相談支援室と女性相談所の統合)	
平成17 (2005)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク))	・「男女共同参画基本計画」(第2次)閣議決定	・中華婦女連との交流25周年	・「桐生市男女共同参画推進審議会」設置
平成18 (2006)		・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止)(平成19年施行)	・「群馬県男女共同参画基本計画」(第2次)策定 ・「ぐんまDV対策基本計画」策定	・「桐生市男女共同参画計画」策定
平成19 (2007)		・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成20年施行) ・パートタイム労働法改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「市内企業の実態調査」実施
平成20 (2008)			・「ぐんまDV対策基本計画(改定版)」策定 ・群馬女性会館閉館	
平成21 (2009)		・「育児・介護休業法」改正(平成22年施行)	・「ぐんま男女共同参画センター」設置 ・女性相談センター移転(ぐんま男女共同参画センター内) ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「桐生市男女共同参画推進審議会」を「桐生市男女共同参画推進協議会」に改称
平成22 (2010)	・国連「北京+15」記念会合(第54回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)) ・国連グローバル・コンパクト(UNGC)とUN IFEM(現 UN Women)が女性のエンパワメント原則(WEPs)を共同で作成	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成23 (2011)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)発足		・「群馬県男女共同参画(第3次)」策定 ・男女間の暴力に関する調査実施	・「桐生市男女共同参画計画(平成23年度～平成27年度版)」策定

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成24 (2012)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	- 子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連3法の公布 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	- 女性相談センター移転 - とらいあんぐるん相談室(男女共同参画センター)相談開始	
平成25 (2013)		「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成26年施行) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正		
平成26 (2014)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	- パートタイム労働法改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)開催(以降、毎年開催)	「ぐんまDV対策推進計画(第3次)」策定 - 男女共同参画社会に関する県民意識調査実施	
平成27 (2015)	- 国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) - 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 - UN Women日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	- 女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降毎年策定) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下女性活躍推進法)公布(平成28年全面施行) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 - 安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	「ぐんま女性活躍大応援団」設置 「群馬県男女共同参画社会づくり功労者/ぐんま輝く女性表彰」制度設置	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成28 (2016)		「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 - G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	「群馬県男女共同参画(第4次)」策定	「桐生市男女共同参画計画(平成28年度～平成32年度版)」策定
平成29 (2017)		刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)		
平成30 (2018)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行		
平成31/令和1 (2019)	G20大阪首脳宣言	女性活躍推進法改正	「ぐんまDV対策推進計画(第4次)」策定	
令和2 (2020)	国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定		「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和3 (2021) (1～3月)			「群馬県男女共同参画(第5次)」策定	「桐生市男女共同参画計画(令和3年度～令和7年度版)」策定

3 用語解説

行	用語	解説
あ行	アンコンシャス・バイアス	無意識の思い込み、無意識の偏見ともいい、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方の歪みや偏りのことです。誰もが何らかのアンコンシャス・バイアスを持っており、それ自体は悪いことではありませんが、問題は、他人に対して無意識のうちに決めつけや押し付けを行い、相手に負の影響を与えてしまうことにあります。自身の中のバイアスを意識し行動することが重要とされています。
	育児・介護休業法	正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児や家族の介護を行いやすくするため、所定労働時間等に関して事業主が行うべき措置等を定めています。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的としているものです。
か行	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、文書にして取り決めたものです。
	国際婦人年	昭和47年（1972年）の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50年（1975年）を国際婦人年とすることが決定されました。
	国連特別総会「女性2000年会議」	第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、平成12年（2000年）にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。
	国連婦人の10年	昭和50年（1975年）の第30回国連総会において昭和51年（1976年）～昭和60年（1985年）を「国連婦人の10年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる昭和55年（1980年）には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる昭和60年（1985年）には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
	国連婦人の地位委員会（CSW）	経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、昭和21年（1946年）6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会（第3委員会）に対して勧告を行います。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

行	用語	解説
さ行	ジェンダー	生物学的な性別（セックス/sex)に対して、「社会的・文化的に形成された性別」のことで、時代や社会背景に左右され、変化しうるものとされています。多くの社会において、社会的属性や担うべき責任、意思決定等の機会、資金や資源へのアクセス等において、男女間に違いや不平等が存在しています。
	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）	国連の既存のジェンダー関連4機関（ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW））が統合され、平成23年（2011年）1月に発足した国連機関です。
	持続可能な開発目標（SDGs）	Sustainable Development Goals。平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標で、持続可能でよりよい世界を実現しようとするものです。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。
	女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）9月に発効しました。令和2年（2020年）10月現在、条約の締約国は189カ国であり、我が国は昭和55年（1980年）7月に署名、昭和60年（1985年）6月に批准しました。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。
	ストーカー規制法	正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う「ストーカー行為」を処罰する等、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律です。
	性的少数者	セクシュアルマイノリティ（Sexual Minority）。代表的なものとしては、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、体の性と心の性が一致していない状態（トランスジェンダー、Transgender）性的指向や性自認がはっきりしない状態（クエスチョニング、Questioning）等が挙げられ、これらの頭文字をとって、LGBTQと称されることもあります。「男」「女」という既成概念から生じる偏見や無理解に加え、教育、社会保障、法律、福祉等のさまざまな制度からも抜け落ちていることが問題視されています。
た行	世界女性会議	昭和50年（1975年）の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議です。第1回（国際婦人年女性会議）は昭和50年（1975年）にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の10年」中間年世界会議）は昭和55年（1980年）にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議）は昭和60年（1985年）にナイロビで、第4回世界女性会議は平成7年（1995年）到北京で開催されました。
	男女共同参画基本計画	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、第5次計画は令和2年（2020年）12月25日に閣議決定されています。

行	用語	解説
た行	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年（1999年）6月23日法律第78号として、公布、施行されました。
	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。この法律では、労働者の募集・採用・配置・昇進・降格・解雇等について性別を理由とする差別的取扱いや、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等を禁止しています。この法律は、昭和47年（1972年）に公布・施行された「勤労婦人福祉法」が元となっており、公布後2度の改正を経て、平成9年（1997年）以降の現在の法律名となりました。その後も社会情勢に合わせて改正が実施されています。
	デートDV	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）のうち、交際中の男女間でおこる暴力のことです。
は行	配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））	配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や恋人や親しい関係にある（あった）人から受ける「身体に対する暴力」、脅したり無視をする等の「精神的な暴力」、性行為や中絶を強要する等の「性的な暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、行動を制限する等の「社会的暴力」等を指します。家庭内で行われるため被害が見えにくいことや、親のDVを見て育った子どもが将来DVの加害者や被害者となってしまう「暴力の世代間連鎖」も問題となっています。
	配偶者暴力防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。
	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことです。
	北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、（1）女性と貧困、（2）女性の教育と訓練、（3）女性と健康、（4）女性に対する暴力、（5）女性と武力闘争、（6）女性と経済、（7）権力及び意思決定における女性、（8）女性の地位向上のための制度的な仕組み、（9）女性の人権、（10）女性とメディア、（11）女性と環境、（12）女兒から構成されています。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

4 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日 法律第 78号
改正 平成11年 7月16日 法律第102号
平成11年12月22日 法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。[以下略]

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月 4日法律第64号
改正 平成29年3月31日法律第14号
令和 元年6月 5日法律第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を

行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域におい

て女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(執行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。〔以下略〕

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- 二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和元年6月26日法律第46号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)(又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。))をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。))は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。))を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条** 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則（令和元年6月26日法律第46号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年法律第28号

(目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第9条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第6条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第8条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第9条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 桐生市男女共同参画推進協議会設置要綱

施行 平成12年10月10日

改正 平成23年 4月 1日

令和 元年 5月 2日

令和 2年 4月 1日

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に向けて、総合的な施策の推進を図るため、桐生市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 桐生市男女共同参画計画に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会は、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部地域づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月10日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月2日)

この要綱は、令和元年5月2日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

9 桐生市男女共同参画推進協議会委員名簿

令和3年3月1日現在

NO	役職	氏 名	所 属
1	会長	武 井 由紀子	(公募)
2	副会長	石 井 広 二	学校法人桐丘学園 桐生大学
3	委員	大 澤 研 二	国立大学法人 群馬大学
4	〃	岡 田 亜 矢	桐生市公立幼稚園PTA連絡協議会
5	〃	柏 瀬 眞 美	特定非営利活動法人 キッズバレイ
6	〃	金 子 眞知子	男女共同参画推進協議会会長経験者
7	〃	小 林 雅 子	桐生商工会議所
8	〃	高 澤 準 次	桐生人権擁護委員協議会
9	〃	武 井 克 夫	(公募)
10	〃	角 田 亘	一般社団法人 きりゅう市民活動推進ネットワーク
11	〃	橋 本 千恵子	桐生市婦人団体連絡協議会
12	〃	深 澤 秀 子	(公募)
13	〃	深 澤 佑 太	公益社団法人 桐生青年会議所
14	〃	藤 田 しのぶ	連合群馬桐生地域協議会
15	〃	吉 田 文 恵	(公募)
合 計 15人(男性6人 女性9人)			

※敬称略、委員は50音順

10 桐生市男女共同参画庁内推進会議の設置及び運営に関する要綱

施行 平成12年 7月31日
改正 平成23年 4月 1日
平成31年 4月 1日
令和 2年 4月 1日

(設置)

第1条 桐生市の各行政部門にわたる男女共同参画行政を総合的かつ計画的に実施するため、桐生市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1)男女共同参画計画の作成に関すること。
- (2)男女共同参画行政の調査研究及び計画の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3)男女共同参画に関する職員の共通理解の定着及び庁内の男女共同参画の環境整備に関すること。
- (4)男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (5)関係部課相互間の連絡調整に関すること。
- (6)その他男女共同参画行政に関し必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、桐生市男女共同参画計画に関係する課の課長職をもって充てる。
- 3 推進会議には、会長を置く。
- 4 会長は、地域づくり課長をもってこれに充てる。
- 5 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

(専門部会)

第5条 推進会議は、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて専門部会を設置する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部地域づくり課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月31日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

11 桐生市男女共同参画庁内推進会議委員名簿

令和2年4月1日現在

部	役 職	氏 名
共創企画部	企画課長	田 島 規 宏
	魅力発信課長	森 広 一
	防災・危機管理課長	三 田 善 之
総務部	総務課長	青 木 紀 夫
	人材育成課長	雨 澤 浩 史
	財政課長	向 田 博 行
市民生活部	市民課長	宮 地 敏 郎
保健福祉部	健康長寿課長	小 山 敏 恵
	福祉課長	渡 辺 浩 司
子どもすこやか部	子育て支援課長	西 條 敦 史
	子育て相談課長	須 藤 まりこ
産業経済部	商工振興課長	須 藤 恵理子
	農業振興課長	登 坂 良 男
都市整備部	建築住宅課長	田 島 康 之
新里支所	市民生活課長	峯 岸 孝 行
黒保根支所	市民生活課長	関 口 泰
消防本部	総務課長	石 内 和 久
水道局	総務課長	橋 本 千 浪
議会事務局	議事課長	小 林 秀 夫
監査委員事務局	監査課長	水 沼 康 裕
教育委員会 事務局 教育部	総務課長	小 山 貴 之
	学校教育課長	飯 泉 尚 士
	生涯学習課長	藤 川 恵 子
	図書館長	浅 野 都
合計 24人（男性18人 女性6人）		

12 計画の策定経過

年	月	内 容
令和元年	6～7月	・男女共同参画に関する市民意識調査実施
令和2年	8～9月	・桐生市男女共同参画計画（骨子案）作成
	10月	・桐生市男女共同参画計画（素案）作成 ・桐生市男女共同参画推進協議会〔書面開催〕 （計画素案について意見聴取、期間：10/27～11/9）
	11月	・桐生市男女共同参画計画（案）作成 ・桐生市男女共同参画推進協議会〔書面開催〕 （計画案について意見聴取、期間：11/30～12/8） ・桐生市男女共同参画庁内推進会議〔書面開催〕 （計画案について意見聴取、期間：11/30～12/8）
	12月	・桐生市男女共同参画計画（案）最終調整 ・意見提出手続き（パブリックコメント）実施 （期間：12/18～1/18）
令和3年	3月	・桐生市男女共同参画計画の策定

桐生市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度版）

令和3年3月発行

発行：桐生市 市民生活部 地域づくり課

住所：〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

電話：0277-46-1111

FAX：0277-43-1001

URL：<https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/danjo/index.html>

